

第

1

部

現

狀



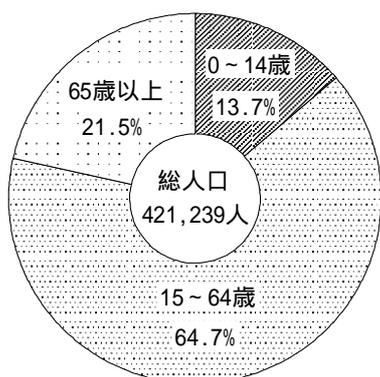
富山市の状況

1 富山市の概要

平成17年4月、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村および細入村の7市町村が合併し、新たな富山市が誕生しました。

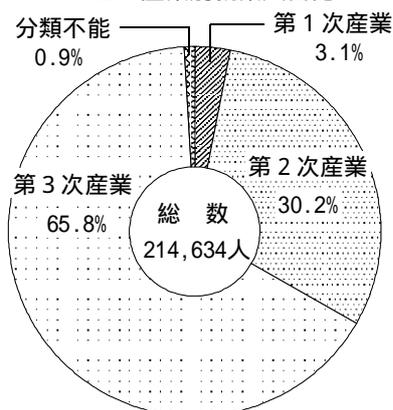
富山市は、富山県の中央部に位置し、東は常願寺川を境に中新川郡、東南は立山連峰を経て長野県に接するとともに、南は飛騨山脈を越えて岐阜県に接し、西は呉羽丘陵を越えて射水市および砺波広域圏に接し、北は富山湾に面しています。東西60km、南北43kmで、面積は1,242km²と富山県の約3割を占め、全国的にも最大級の市域面積です。富山駅を中心に市街地・住宅地・農業地を形成し、市の南部の多くは山間地となっています。

図1 - - 1 年齢3区分別人口構成比



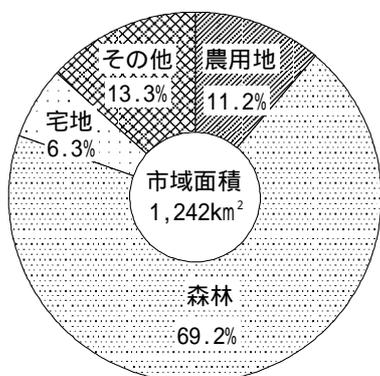
資料：「国勢調査」(平成17年)

図1 - - 2 産業別就業人口比



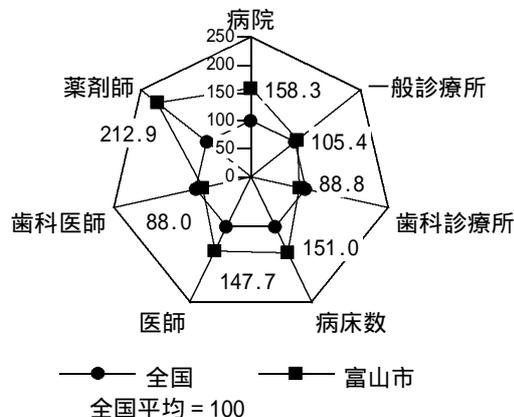
資料：「国勢調査」(平成17年)

図1 - - 3 土地利用



資料：「土地に関する統計資料」(平成15年7月)

図1 - - 4 人口当りの医療体制(2002年)



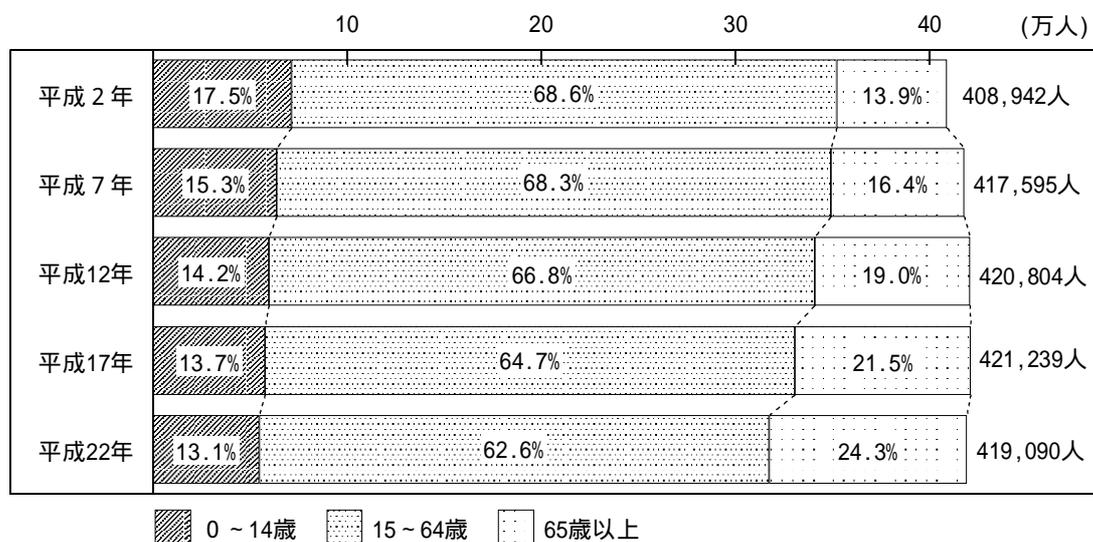
資料：「保健統計年報」

2 人口の推移

平成2年から平成17年の人口の推移（平成2年から平成12年は7市町村の合計）および平成22年の推計をみると、平成17年までは微増していましたが、今後は減少に向かうとしています。0～14歳の年少人口および15～64歳の生産年齢人口の割合は低下を続け、65歳以上の老年人口の割合は上昇を続けています。平成22年の年少人口は13.1%、老年人口は24.3%と、少子高齢化がますます進行すると推計しています。

なお、富山市の人口は、富山県全体の人口の37.9%を占めています。

図1 - 5 年齢三区分別人口の推移



資料：平成2年～平成17年は「国勢調査」、平成22年は「富山市将来人口推計報告書」（平成17年10月）

障害のある人たちの現状

第1 障害のある人たちの数

1 身体に障害のある人

(1) 障害の種類別・障害の程度別の身体に障害のある人の数

表1 - 1により、身体障害者手帳所持者を障害の程度別にみると、最重度である1級の比率が高いのは視覚障害と内部障害、逆にその比率が低いのは聴覚・言語障害となっています。身体障害者手帳所持者の総数18,036人は、本市の人口の4.2%にあたります。

障害の種類別の構成比率をみると、肢体不自由が53.6%を占めています。この比率は、厚生労働省が平成13年に行った身体障害児・者実態調査結果の54.0%とほぼ同率です。また、本市は全国より、視覚障害の比率が低く、内部障害の比率がやや高くなっています(図1 - 1)。

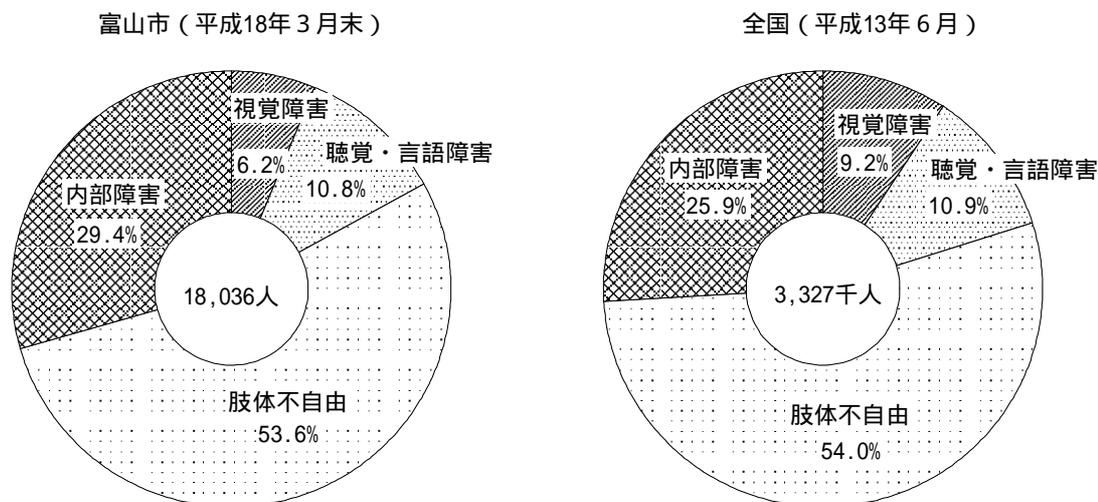
表1 - 1 身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	視覚障害	聴覚・言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1 級	385	148	1,761	2,029	4,323
2 級	265	358	2,028	102	2,753
3 級	139	353	1,784	2,161	4,437
4 級	89	349	2,686	1,010	4,134
5 級	124	10	973	-	1,107
6 級	113	731	438	-	1,282
計	1,115	1,949	9,670	5,302	18,036

(注) 平成18年3月末現在

図1 - - 1 障害の種類別の身体に障害のある人



資料：「全国」は厚生労働省「平成13年 身体障害児・者実態調査結果」

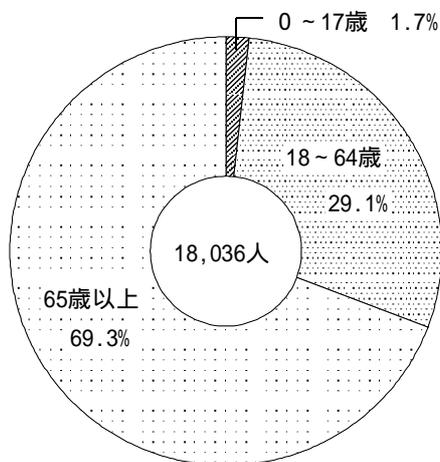
(2) 年齢区分別の身体に障害のある人

年齢区分別に身体障害者手帳所持者をみると、65歳以上が69.3%を占めています（図1 - - 2）。

図1 - - 3により、年齢区分別の身体障害者手帳所持者の比率をみると、0～17歳が0.4%なのに対し、65歳以上は13.8%になっています。今後の高齢化・長寿化により、65歳以上の身体障害者手帳所持者の増加が続くと考えられます。

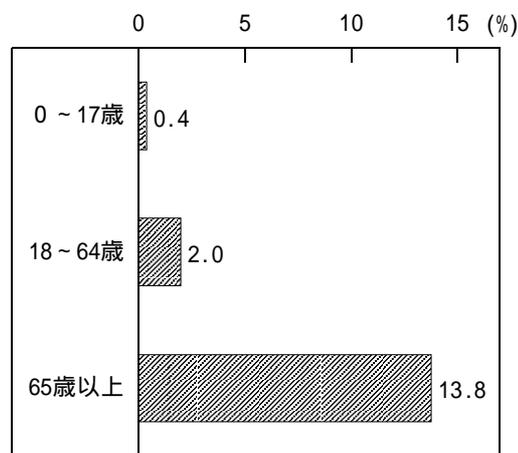
表1 - - 2は、年齢別・障害の種類別・障害等級別に身体障害者手帳所持者数をみたものです。

図1 - - 2 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の比率



（注）平成18年3月末現在

図1 - - 3 人口に占める年齢区分別身体障害者手帳所持者の比率



（注）平成18年3月末現在

表1 - 2 年齢別・障害の種類別・障害等級別身体障害者手帳所持者数

単位：人

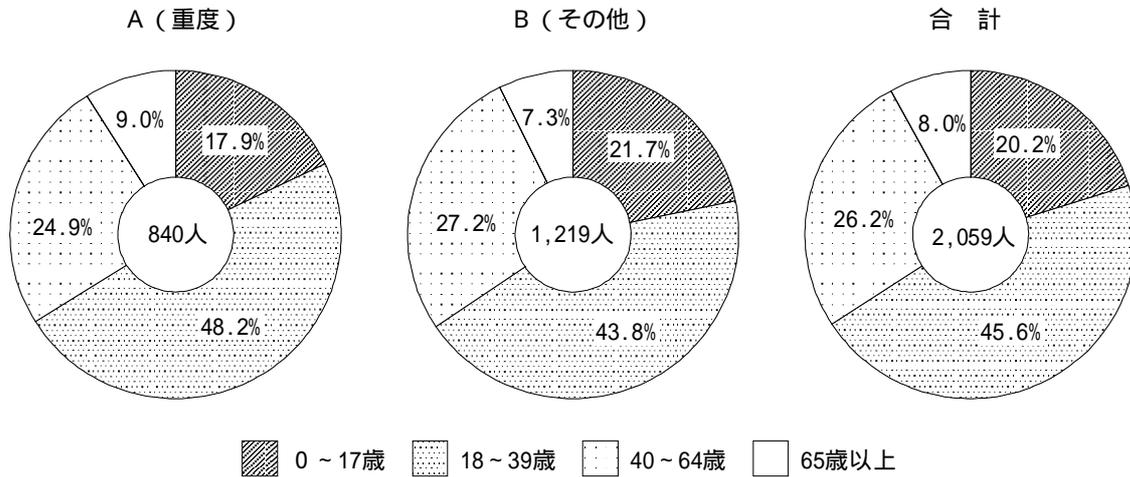
区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視 覚 障 害	0～17	7	-	3	1	-	-	11
	18～64	142	88	36	21	33	28	348
	65～	236	177	100	67	91	85	756
	計	385	265	139	89	124	113	1,115
聴覚・平衡機能障害	0～17	-	28	5	4	-	12	49
	18～64	78	142	35	35	4	72	366
	65～	60	180	203	260	6	647	1,356
	計	138	350	243	299	10	731	1,771
音声・言語・そしゃく機能障害	0～17	-	-	2	1	-	-	3
	18～64	6	2	32	28	-	-	68
	65～	4	6	76	21	-	-	107
	計	10	8	110	50	-	-	178
肢体不自由	0～17	115	22	19	5	3	2	166
	18～64	620	613	430	733	319	174	2,889
	65～	1,026	1,393	1,335	1,948	651	262	6,615
	計	1,761	2,028	1,784	2,686	973	438	9,670
内 部 障 害	0～17	44	-	15	11	-	-	70
	18～64	722	19	581	252	-	-	1,574
	65～	1,263	83	1,565	747	-	-	3,658
	計	2,029	102	2,161	1,010	-	-	5,302
合 計	0～17	166	50	44	22	3	14	299
	18～64	1,568	864	1,114	1,069	356	274	5,245
	65～	2,589	1,839	3,279	3,043	748	994	12,492
	計	4,323	2,753	4,437	4,134	1,107	1,282	18,036

(注) 平成18年3月末現在

2 知的障害のある人

療育手帳制度は昭和48年に創設され、A（重度）およびB（その他）の2段階の区分となっています。

図1 - - 4 年齢別・障害の程度別療育手帳所持者数



(注) 平成18年3月末現在

表1 - - 3 年齢別・障害の程度別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上	計
A	150	405	209	76	840
B	265	534	331	89	1,219
計	415	939	540	165	2,059

(注) 平成18年3月末現在

3 精神に障害のある人

平成7年に精神保健法が改正され、法律名も精神保健及び精神障害者福祉に関する法律となりました。この改正により、精神障害者保健福祉手帳制度が導入されました。手帳の交付は、平成7年10月1日からでしたが、平成18年3月末日現在の所持者数は962人にとどまっています。精神に障害があっても、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない人がかなりいるため、精神に障害のある人の実数を正確に把握することは非常に困難な状況にあります。

表1 - 4 性別・年齢別・障害の程度別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計		合計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
1 級	-	-	12	11	57	49	25	27	94	87	181
2 級	-	-	96	61	202	166	33	41	331	268	599
3 級	2	-	27	35	61	45	9	3	99	83	182
合 計	2	-	135	107	320	260	67	71	524	438	962
	2		242		580		138				

(注) 平成18年3月末現在

4 発達障害のある人

平成16年12月、発達障害者支援法が公布されました。発達障害者支援法の「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発病するものとして政令で定めるものとされています。学齢期の発達障害のある児童は、学校において特別支援教育を受けることになってはいますが、その人数は把握されていません。

5 高次脳機能障害のある人

交通事故をはじめとする外傷や病気によって脳に損傷を受けると、新しいことが覚えられない、すぐに忘れてしまう、意欲がなくなる、集中力が続かない、周囲とうまくコミュニケーションがとれないなどの後遺症が残ることがあり、これを高次脳機能障害といいます。高次脳機能障害になると、職場復帰しても、以前と同様の仕事ができず、そのため退職を余儀なくされることも少なくありません。高次脳機能障害のある人としての数は把握されておらず、標準的なりハビリテーションも確立されていなくて、支援体制も不十分な状況です。

6 難病患者等

平成8年6月厚生省保健医療局長通知「難病患者等居宅生活支援事業の実施について」により、難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所事業、難病患者等日常生活用具給付事業および難病患者等ホームヘルパー養成研修事業が、難病患者等居宅生活支援事業として位置づけられました。平成18年3月末現在、事業の対象者として、指定された121の特定疾患患者および関節リウマチ患者のうち、日常生活を営むのに支障があり、介護、家事等の便宜を必要とする人（老人福祉法、身体障害者福祉法、介護保険法等の施策の対象者を除きます）とされました。

医療費の公費負担の対象となる特定疾患は45疾患にすぎず、これら特定疾患に該当しない難病患者も多く、その実数やニーズを把握するのは非常に困難です。表1-5は平成18年3月末の性別・年齢別の特定疾患認定患者数です。

表1-5 性別・年齢別特定疾患認定患者数

単位：人

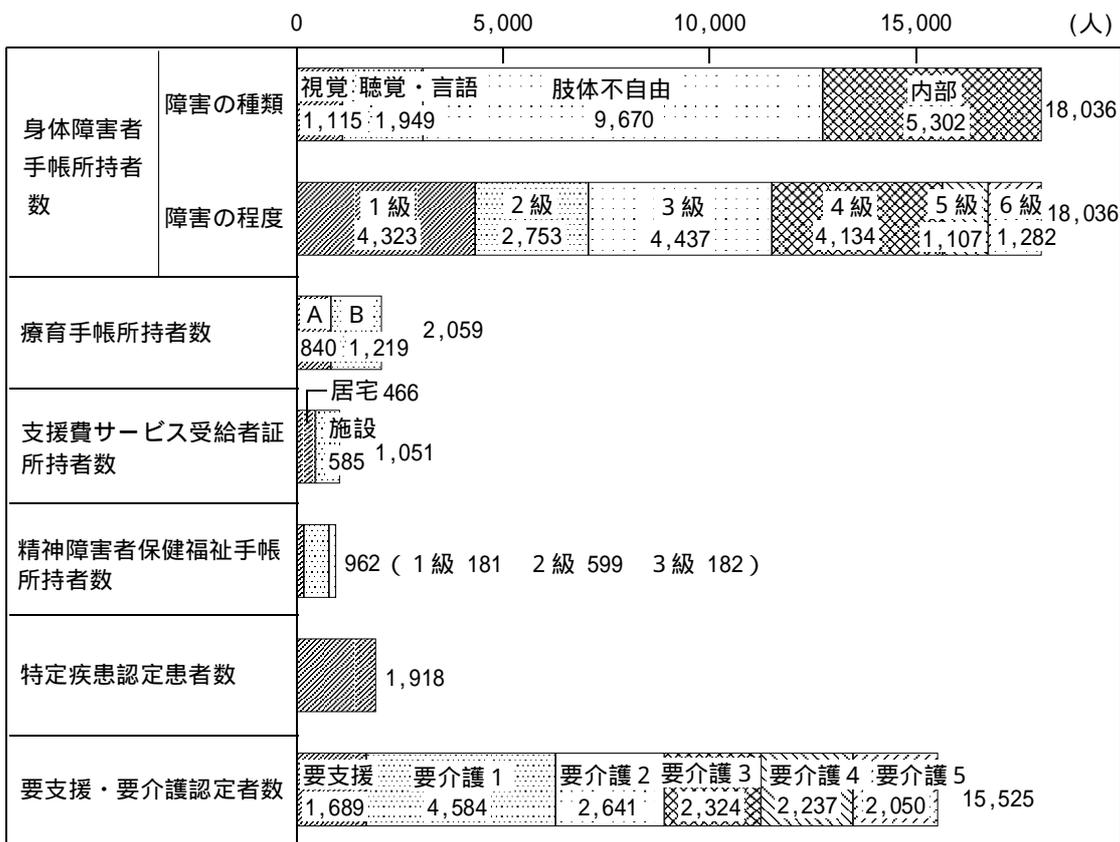
区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
認定患者数	8	11	160	165	319	453	310	492	797	1,121
計	19		325		772		802		1,918	

(注) 1 平成18年3月末現在
2 県単独制度を含む。

7 まとめ

図1 - 5は、平成18年3月末現在の手帳等所持者数です。参考として、介護保険の要支援・要介護認定者数および支援費サービス受給者証所持者数も掲載しました。身体障害者手帳所持者が18,036人、要支援・要介護認定者が15,525人などとなっていますが、このなかには、要支援あるいは要介護認定者であって身体障害者手帳を所持している人、身体障害者手帳と療育手帳を所持している人などもあり、この合計数が本市の手帳等所持者数とは言えません。ちなみに、身体障害者手帳所持者の69.3%が65歳以上です。なお、これ以外の障害サービス対象者として、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、医療費の公費負担の対象とならない特定疾患患者などがいますが、その数は把握されていません。

図1 - 5 手帳等所持者数



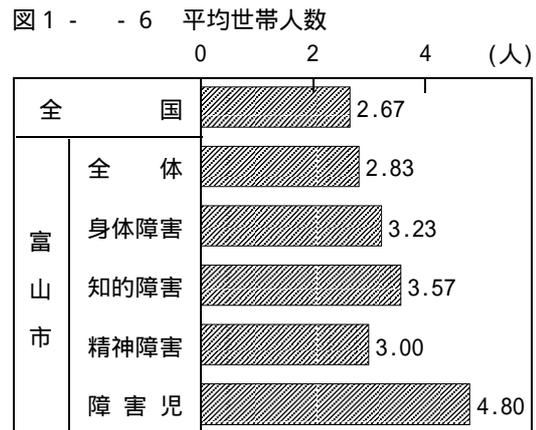
(注) 平成18年3月末現在

第2 世帯・住居の状況

本項においては、平成18年6月に実施した「障害者計画・障害福祉計画アンケート」結果を中心に、障害のある人の世帯・住居の状況を把握します。

1 世帯人数

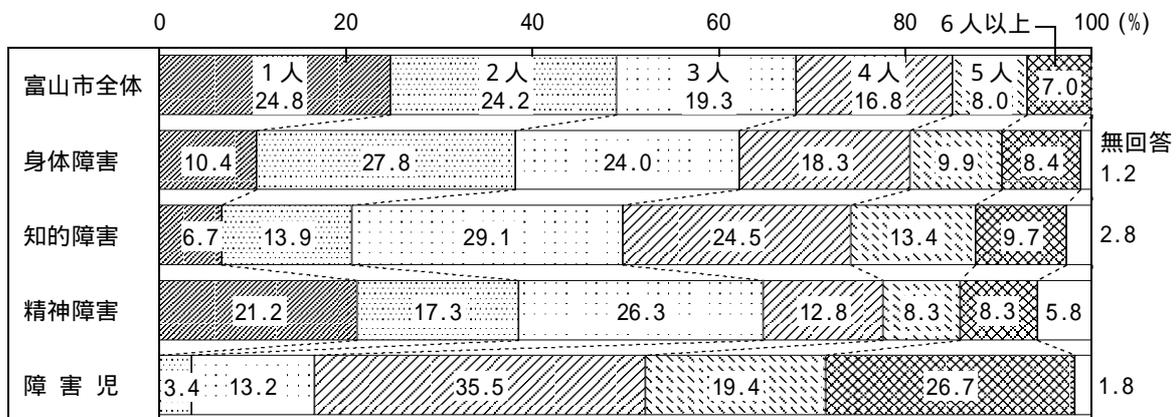
平成12年の国勢調査によると、全国の平均世帯人数は2.67人、富山市の平均世帯人数は2.83人でした。これに対して、アンケートによる身体に障害のある人の世帯の平均人数は3.23人、知的障害のある人は3.57人、精神に障害のある人は3.00人、障害のある児童は4.80人となっており、障害のある人の平均世帯人数はかなり多くなっています(図1-6)。



資料：「全国」および「富山市全体」は平成12年10月「国勢調査」

富山市全体の世帯人数は、最も多いのが1人世帯、次いで2人、3人、4人の順になっています。身体に障害のある人の世帯は2人、3人、4人の順になっており、知的障害のある人は3人、4人、2人の順になっており、精神に障害のある人は3人、1人、2人の順になっており、障害のある児童は4人、6人以上、5人の順になっています。ひとり暮らしは、富山市全体では24.8%になっていますが、身体に障害のある人の世帯は10.4%、知的障害のある人の世帯はわずか6.7%です(図1-7)。

図1-7 世帯人数

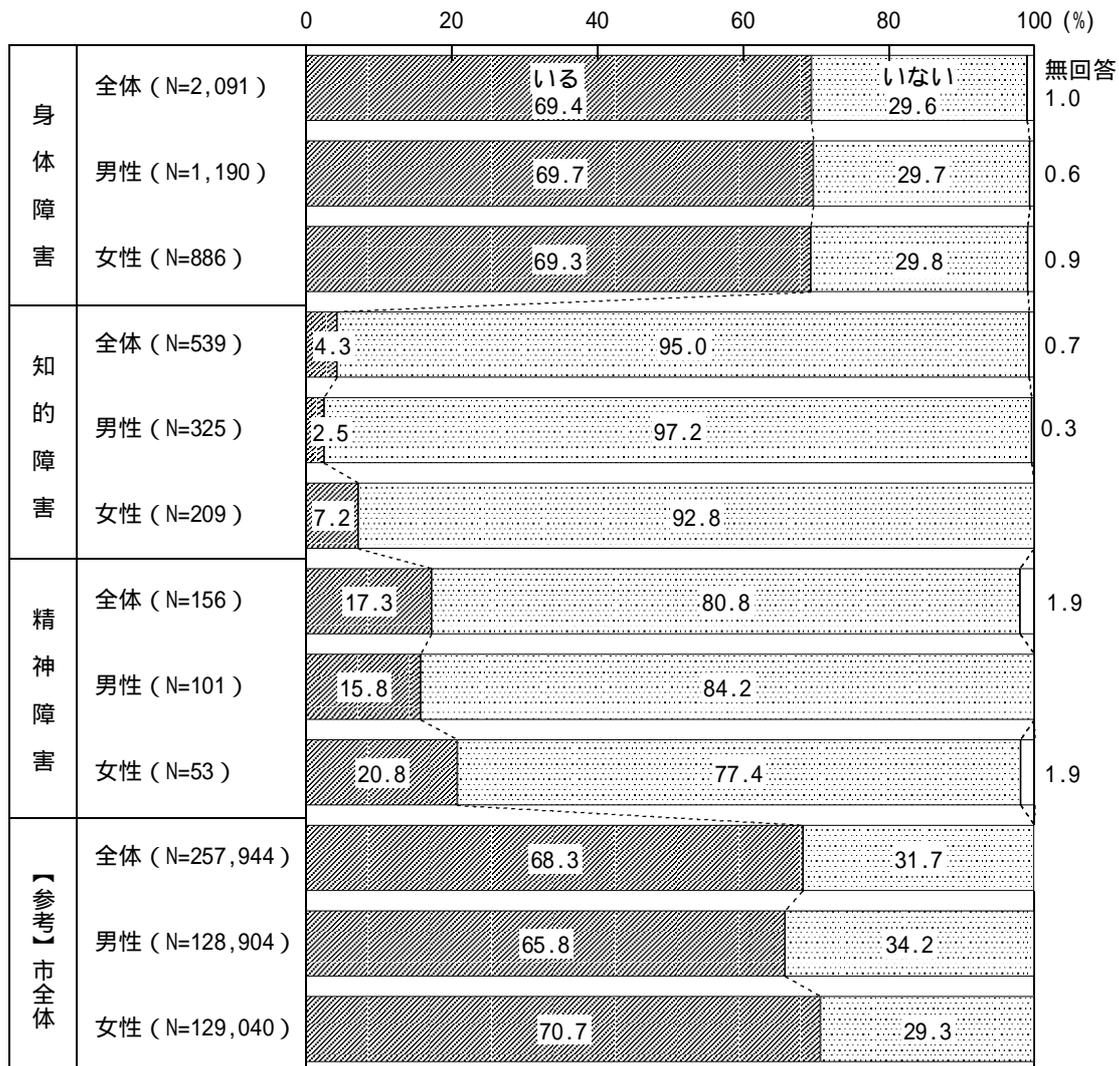


資料：「富山市全体」は平成12年10月「国勢調査」

2 配偶者の有無

配偶者がいるのは、身体に障害のある人が69.4%、知的障害のある人が4.3%、精神に障害のある人が17.3%です。身体に障害のある人の配偶者のいる率は市全体の率より高くなっています。配偶者のいる率を男女別にみると、身体に障害のある人は男女ほぼ同率であり、知的障害のある人および精神に障害のある人は女性のほうが男性より高くなっています。

図1 - 8 配偶者の有無（18歳以上）

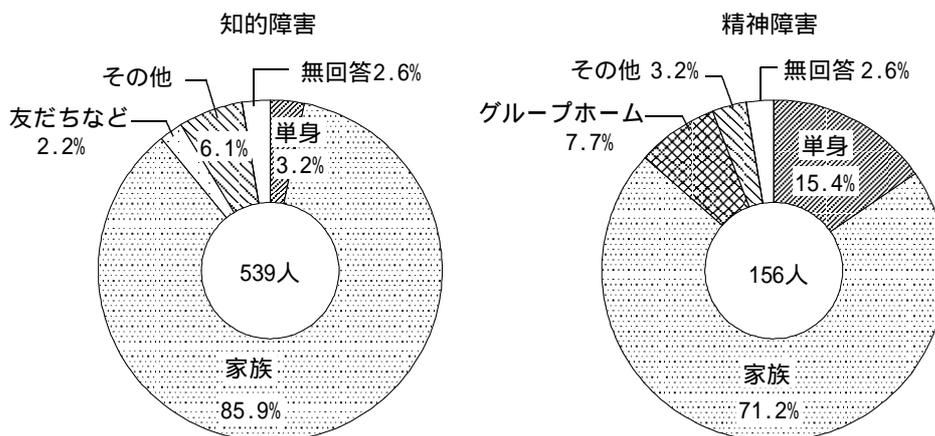


(注)「市全体」は20歳～64歳
資料：「市全体」は平成12年10月「国勢調査」

3 同居者

知的障害のある人は85.9%が家族と同居していると答えていますが、精神に障害のある人の家族と同居している率は71.2%です。精神に障害のある人は、ひとり暮らしが15.4%、グループホームで暮らしている人が7.7%います。

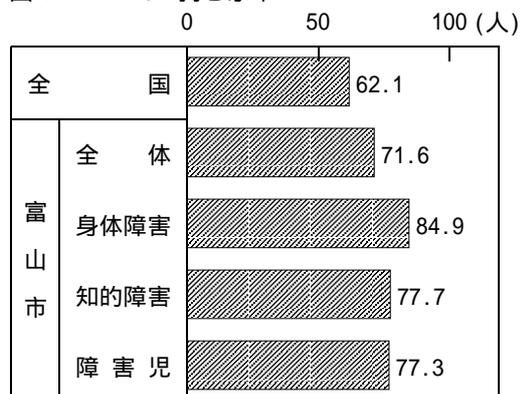
図1 - - 9 同居者



4 持ち家率

平成17年の国勢調査によると、全国平均の持ち家率は62.1%、富山市平均の持ち家率は71.6%でした。これに対して、身体に障害のある人の持ち家率は84.9%、知的障害のある人の持ち家率は77.7%、障害のある児童の持ち家率は77.3%と、全国平均および富山市全体の持ち家率より高くなっています。

図1 - - 10 持ち家率



資料：「全国」および「富山市全体」は平成17年10月「国勢調査」

第3 障害のある人の雇用・就業の状況

障害者の雇用の促進等に関する法律において定められた雇用率は次のとおりであり、各企業、法人、機関はこの率以上の割合をもって身体に障害のある人・知的障害のある人を雇用しなければならず、そうでない場合には一定の課徴金を支払うことになっています。

民間企業（規模56人以上）	-----	1.8%
特殊法人（規模48人以上）	-----	2.1%
国・地方公共団体	-----	2.1%
うち一定の教育委員会	-----	2.0%

雇用率の算定に当たっては、身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は1人の雇用をもって2人の身体に障害のある人を雇用しているものとみなされます。また、短時間労働者のうち身体に重度の障害のある人および重度の知的障害のある人は、それぞれ1人の身体に障害のある人を雇用しているものとみなされることになっています。

なお、平成17年7月に障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成18年4月から精神障害者保健福祉手帳所持者も雇用率の算定対象とされました。

1 民間企業の雇用状況

(1) 雇用率の推移

富山所管内の平成17年6月現在の障害のある人の雇用数は960人、雇用率は1.48%でした（表1 - - 6）。

雇用率の推移をみると、全国の直近10年間は1.47～1.49で推移しており、法定雇用率とかなりの差があります。富山県および富山所管内は法定雇用率に達していないものの、全国よりやや高い率で推移していましたが、近年になって年々低下しています（図1 - - 11）。

平成10年7月から民間企業の法定雇用率が1.6%から1.8%に引き上げられましたが、これにより、障害のある人の企業等への就職がより促進されたという結果にはなっていません。日本全体の不況の影響を受けていると考えられます。

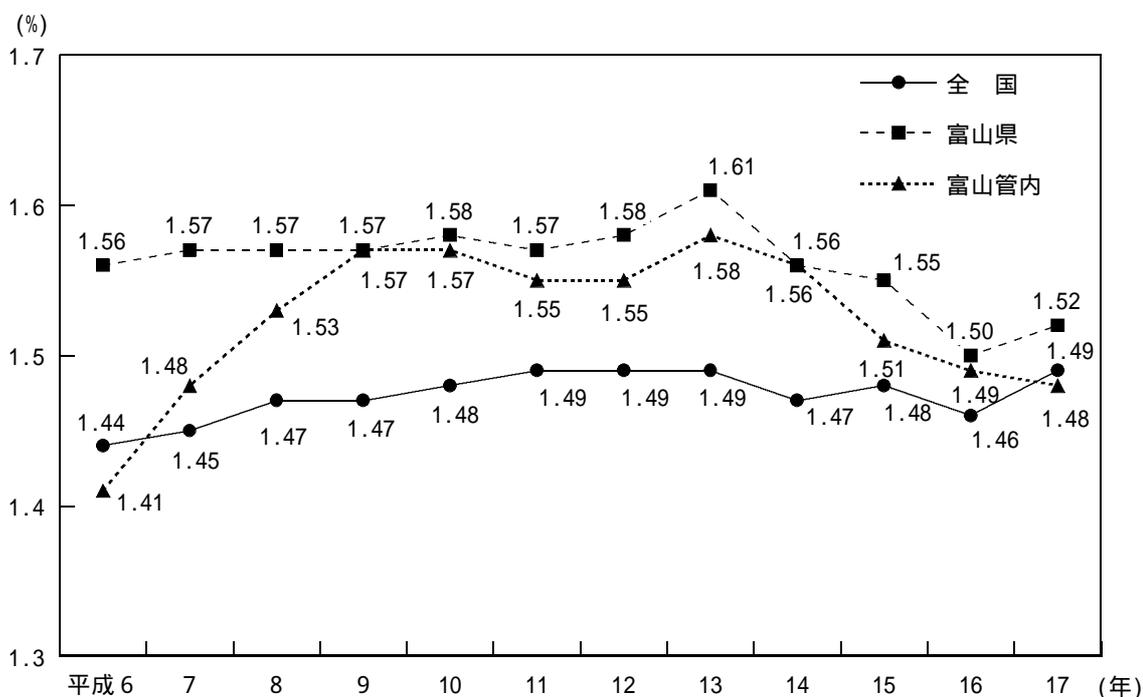
なお、富山公共職業安定所の担当地域は、富山市のみです。

表1 - 6 民間企業の障害のある人の雇用状況（各年6月・富山管内）

区分	企業数	算定基礎労働者数	うち障害のある人	雇用率	雇用率未達成企業の割合
平成13年	318企業	64,344人	1,017人	1.58%	47.5%
平成14年	318	62,763	978	1.56	46.5
平成15年	317	62,277	941	1.51	49.5
平成16年	314	63,446	945	1.49	46.2
平成17年	326	65,036	960	1.48	47.2

資料：富山公共職業安定所

図1 - 11 民間企業の障害者雇用率の推移（各年6月）



資料：富山労働局および富山公共職業安定所

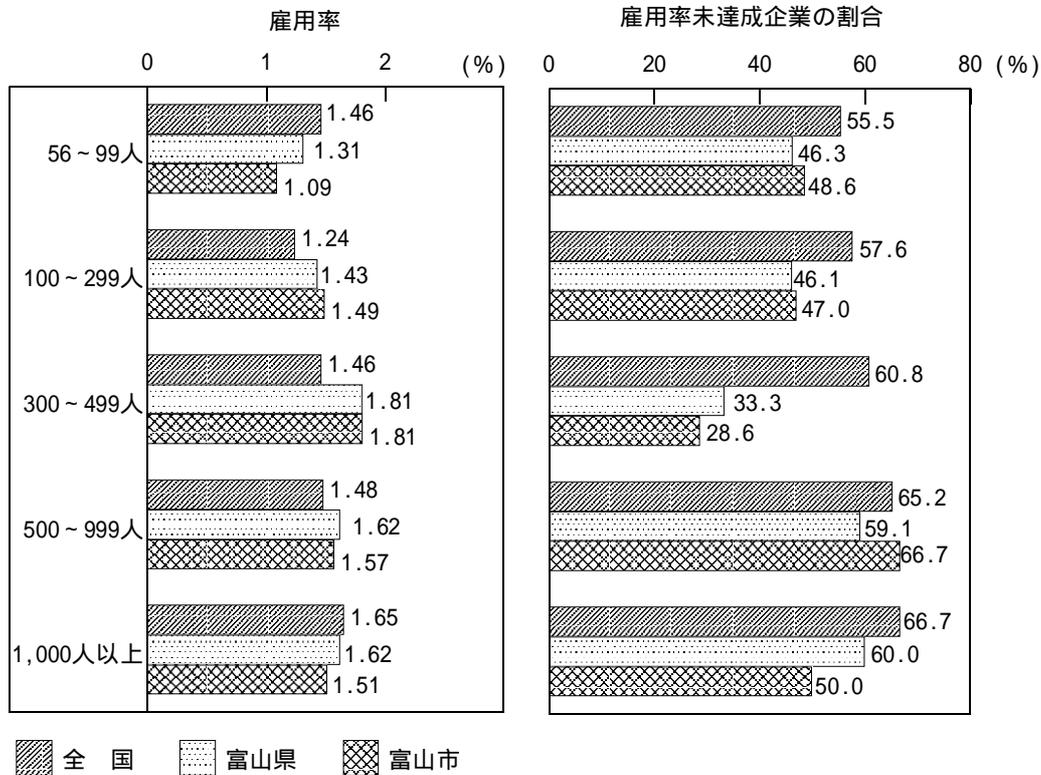
(2) 企業規模別にみた障害のある人の雇用状況

雇用率を企業規模別にみると、富山県および富山市の300～499人以外は、法定雇用率を下回っています。富山市で特に低いのは、56～99人の企業の1.09%です。富山市の企業で全国を上回っているのは、100～299人、300～499人および500～999人の企業、富山県を上回っているのは、100～299人の企業です。

雇用率未達成企業の割合が5割以下となっているのは、全国にはなく、富山県および富山市の56～99人、100～299人および300～499人の企業です。富山市の500～999人

の企業が66.7%となっていますが、500～999人の企業で法定雇用率を達成している企業が3分の1しかないということになります。

図1 - - 12 企業規模別にみた障害のある人の雇用状況（平成17年6月）



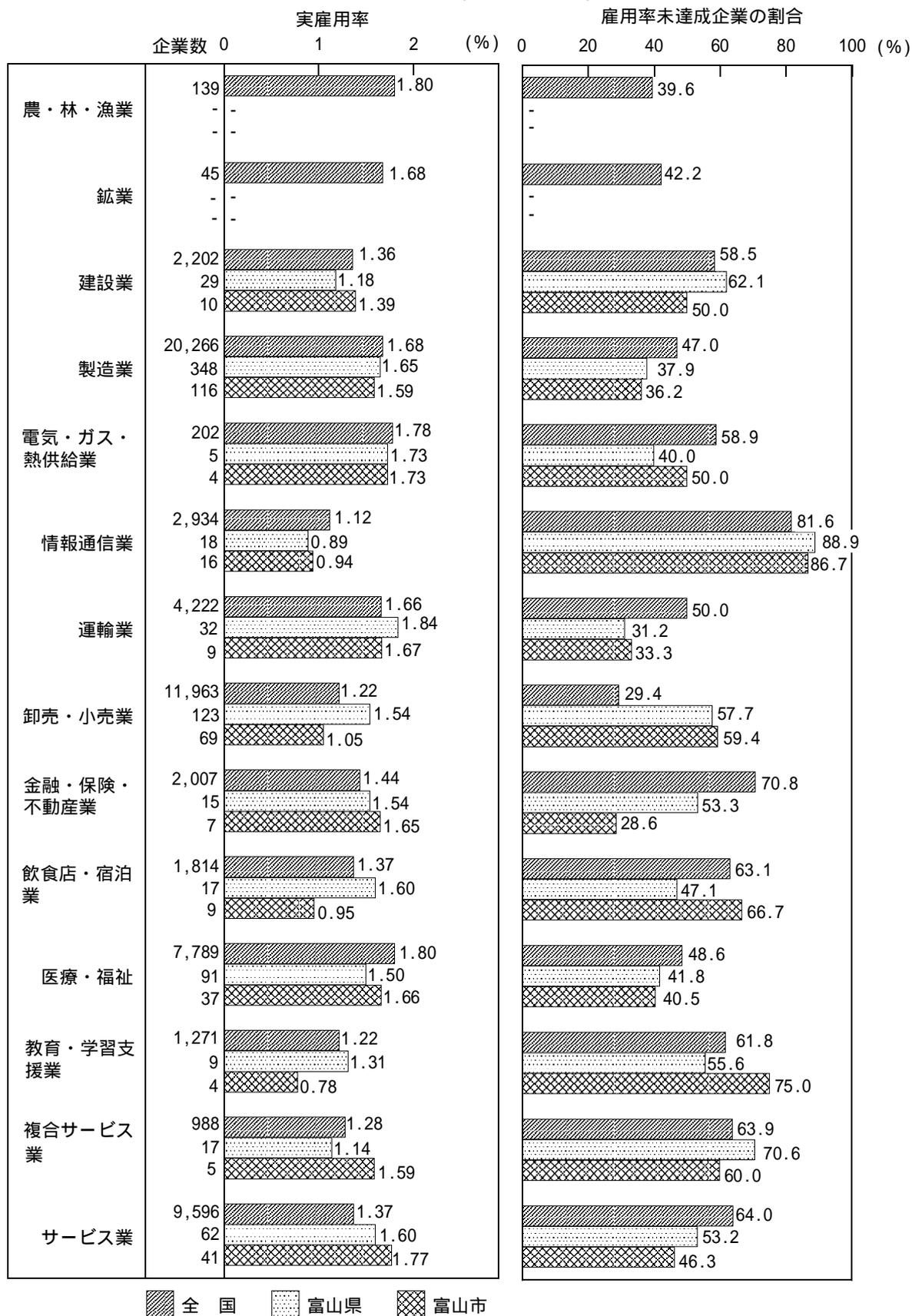
資料：富山労働局および富山公共職業安定所

(3) 産業別にみた障害のある人の雇用状況

実雇用率が法定雇用率の1.8%に達している産業は、全国の農・林・漁業（1.80%）および医療・福祉（1.80%）、富山県の運輸業（1.84%）のみであり、富山市にはありません。富山市が全国をかなり上回っている産業は、金融・保険・不動産業、複合サービス業、サービス業などがあり、逆に全国をかなり下回っている産業は、情報通信業、卸売・小売業、飲食店・宿泊業、医療・福祉、教育・学習支援業などです。

情報通信業の雇用率未達成企業は、全国、富山県および富山市とも80%を超える高い率となっていますが、この分野は肢体不自由などの障害のある人にとってハンディが少ないと考えられ、より一層の雇用が求められます。

図1 - 13 産業別にみた障害のある人の雇用状況（平成17年6月）



資料：富山市労働局および富山公共職業安定所

2 本市の雇用状況

平成18年6月現在の本市職員の雇用率は次のとおりであり、法定雇用率を下回っています。知的障害のある職員および精神に障害のある職員はいません。法定雇用率2.1%を満たすためには、算定上の障害のある人の数を64人以上にしなくてはなりません。

表1 - 7 富山市役所の障害のある人の雇用状況（平成18年6月）

区 分	算定基礎労働者数	障害のある人の数	雇 用 率
身体に障害のある人	3,038人	39人（52人）	1.71%

（注）障害のある人の数の（ ）内は算定上の障害のある人の数

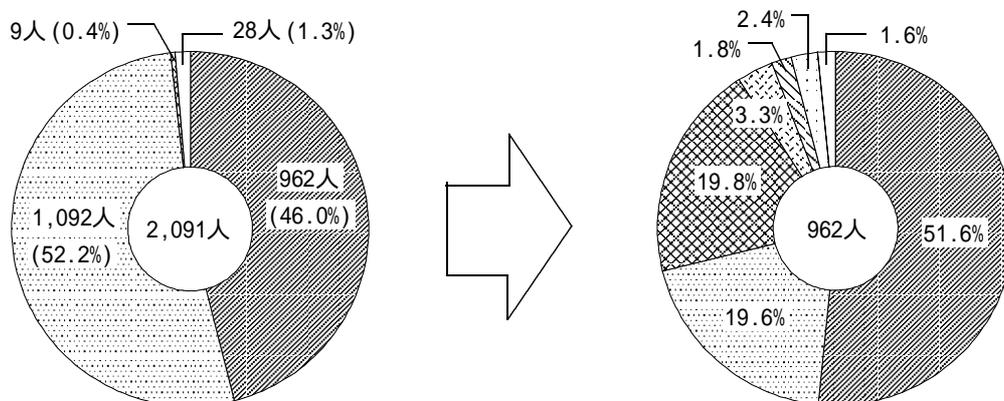
3 就労の状況

次頁の図1 - 14は、平成18年6月に実施した「障害者計画・障害福祉計画アンケート」の結果から、障害のある人の就労状況と就労形態をみたものです。身体に障害のある人、知的障害のある人および精神に障害のある人の就労している率は、いずれも46～63%の範囲におさまっていますが、就労形態が大きく違ってきます。仕事についている人のうち、「常勤（正規の職員）」は、身体に障害のある人が51.6%なのに対し、知的障害のある人が16.0%、精神に障害のある人が4.5%と非常に低くなっています。また、「授産施設または共同作業所」は、身体に障害のある人が3.3%、知的障害のある人が55.2%、精神に障害のある人が84.1%と大きな差があります。

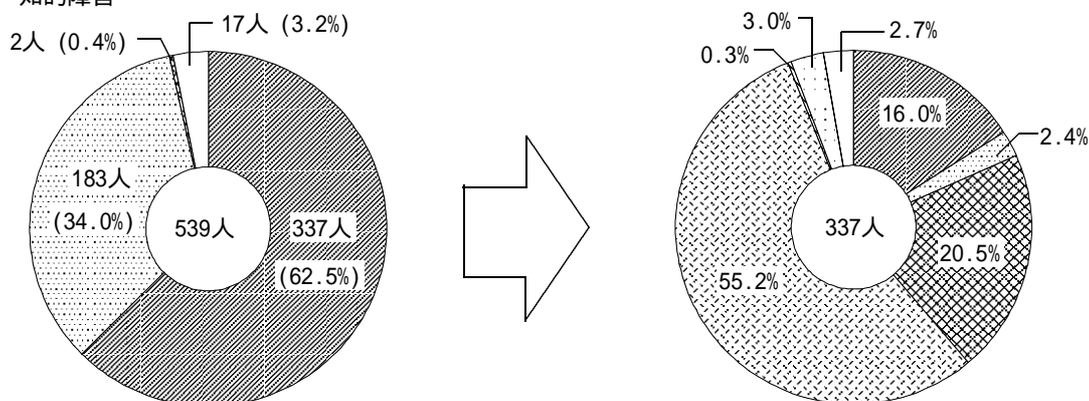
なお、平成12年の国勢調査によれば、本市の15歳以上人口は336,042人、そのうち就業者は220,143人、就業している率は65.5%です。年齢区分が国勢調査は15歳以上、アンケート調査は身体に障害のある人が18歳～64歳、知的障害のある人が18歳以上を抽出しているため、一概には比較できませんが、障害のある人の就業している率はかなり低いと言えます。

図1 - - 14 就労状況と就労形態

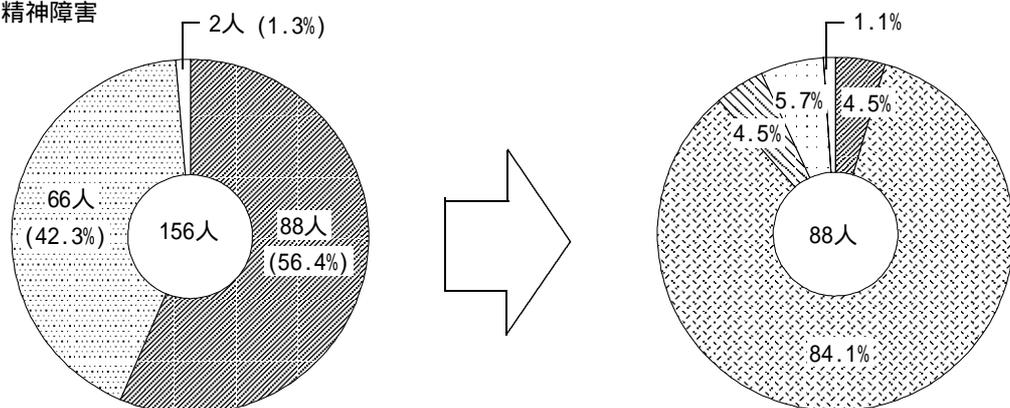
1 身体障害



2 知的障害



3 精神障害



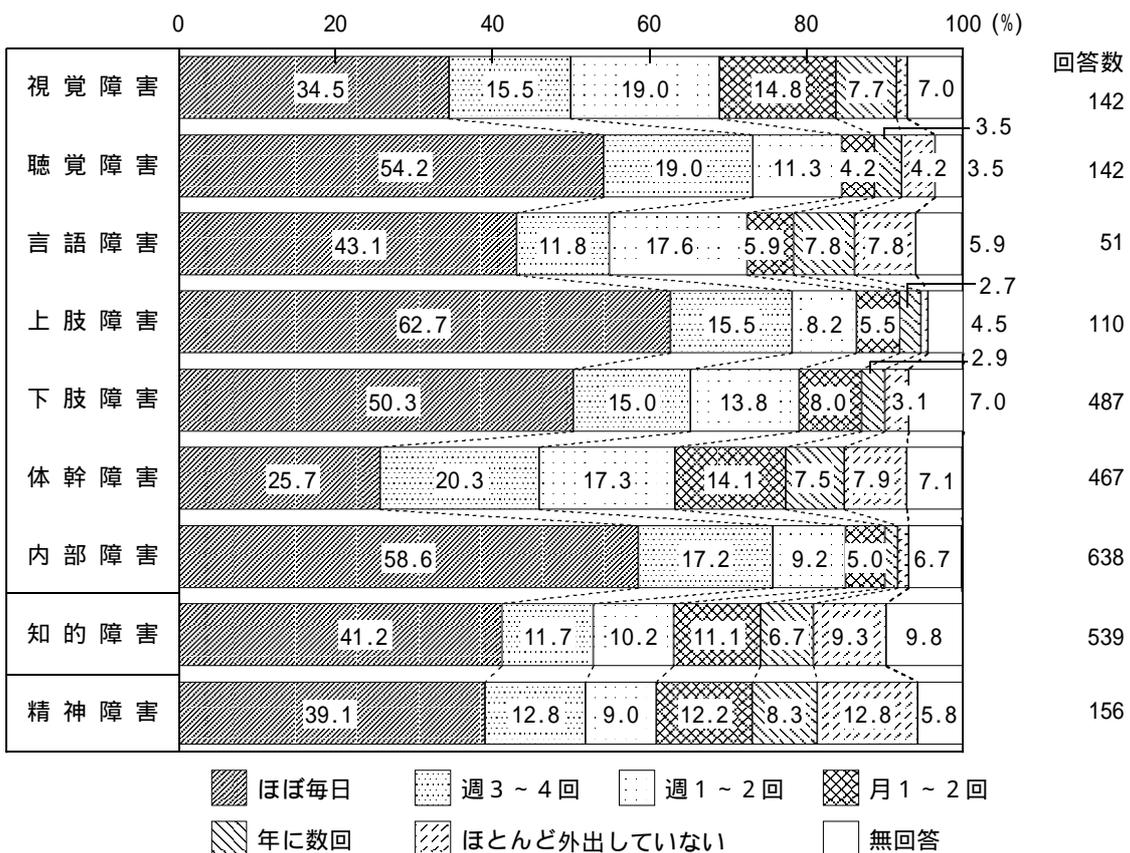
資料：平成18年8月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

第4 外出の状況と近所づきあい

1 外出の頻度

障害の種類によって、障害のない人より外出の頻度が非常に少なくなっています。障害のない健康な人にとっては、ほとんど毎日外出しているのが通常的生活ですが、図1 - 15のとおり、「ほぼ毎日」外出しているのは体幹に障害のある人の25.7%、視覚に障害のある人の34.5%、知的障害のある人の41.2%など非常に低い率です。過去1年間に「ほとんど外出していない」は、精神に障害のある人の12.8%、知的障害のある人の9.3%、体幹に障害のある人の7.9%、言語に障害のある人の7.8%などが高くなっています。

図1 - 15 過去1年間の外出回数

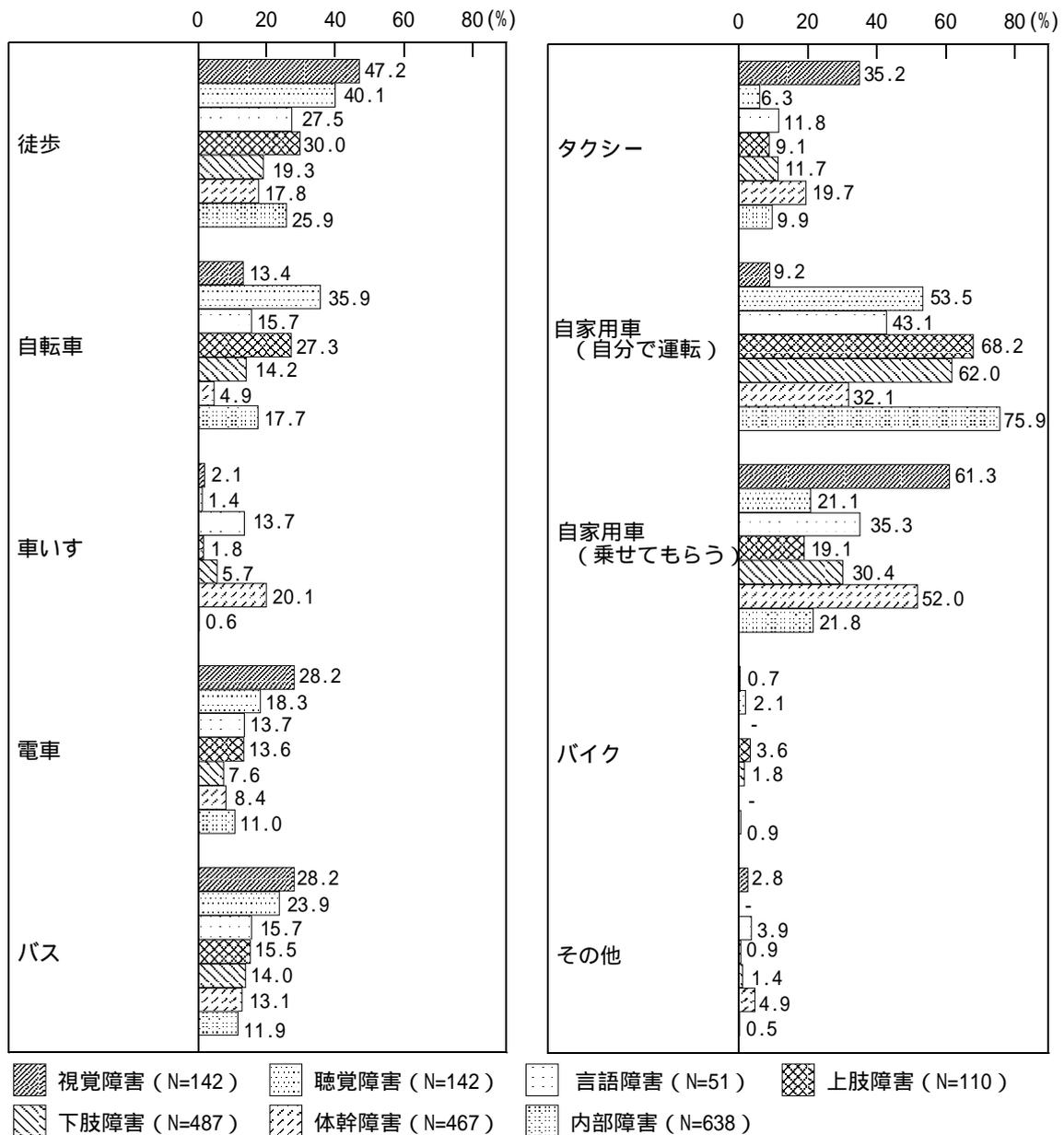


資料：平成18年8月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

2 外出時の主な交通手段（身体に障害のある人）

身体の障害の種類によって、外出時の主な交通手段は大きく変わっています。「徒歩」「電車」「バス」「タクシー」「自家用車（乗せてもらう）」は視覚に障害のある人が、「自転車」は聴覚に障害のある人が、「車いす」は体幹に障害のある人が、「自家用車（自分で運転）」は内部に障害のある人が、それぞれ最も高くなっています。逆に主な交通手段で最も低いのは、体幹に障害のある人の「徒歩」「自転車」、視覚に障害のある人の「自家用車（自分で運転）」、聴覚に障害のある人の「車いす」「タクシー」などです。

図1 - 16 外出時の主な移動手段（はいくつでも）

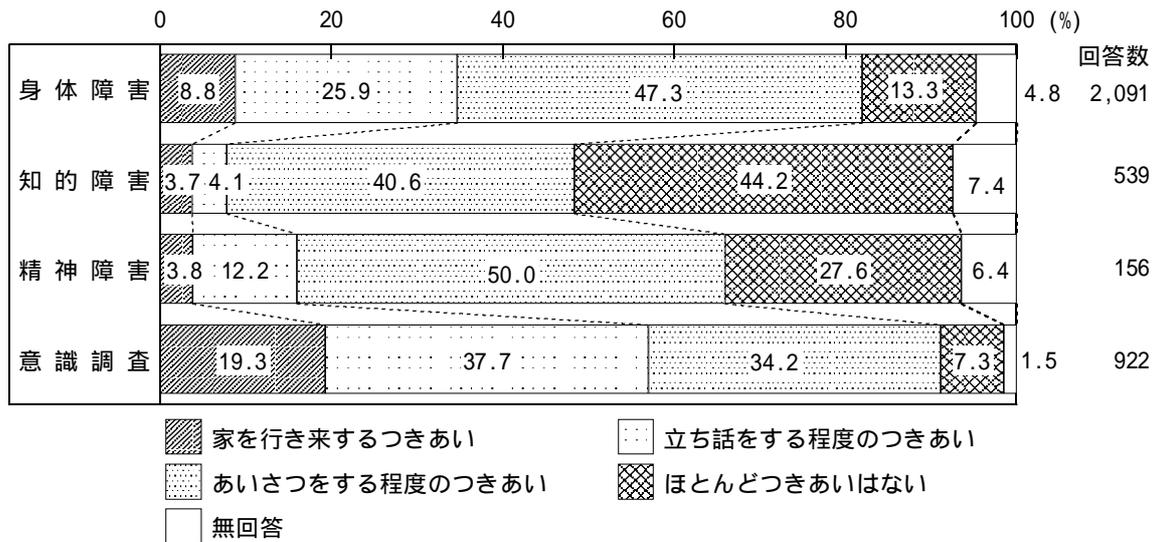


資料：平成18年8月「障害者計画・障害福祉計画アンケート結果報告書」

3 近所づきあい

図1 - - 17は、近所づきあいの程度について、身体に障害のある人、知的障害のある人、精神に障害のある人および平成17年8月に富山市地域福祉計画策定の基礎資料とするために一般市民を対象に行った調査の比較です。障害のある人の多くは、一般市民より近所づきあいをしていないという結果になっています。

図1 - - 17 近所づきあいの程度



(注) 意識調査 = 「地域福祉に関する市民意識調査」平成17年8月富山市が実施

各種サービス等の状況

第1 啓発・広報

1 各種イベント

(1) 福祉啓発事業

各種障害者10団体に、療育相談会や啓発講演会等の開催を委託し、障害のある人が普通の人々と同様に地域で社会生活を営み、自立して暮らせるように支援を行っています。

(2) 模範更生者表彰事業

障害のある人の自立更生意欲の促進を図ることを目的として、模範更生障害者を表彰しています。平成17年度の表彰は4人でした。

(3) 障害者（児）作品展

障害のある人の制作した手芸・絵画・書・工芸品等を広く市民に紹介することにより、障害のある人への理解を深めてもらうことを目的として、毎年12月上旬に市役所で展示しています。上記作品展のほかに、富山県身体障害者団体協議会・富山県障害者社会参加推進センターが、「富山県障害者絵画展」「障害者文化芸術支援事業・地域障害者作品展」「障害者写真教室・写真展」「障害者・手芸教室」「『心の輪を広げる体験作文』等募集事業」等を行っています。

(4) 精神保健普及啓発事業

住民が心の健康に関心を持ち、精神に障害のある人についての正しい知識と理解を深めることを目的に、講演を中心とした精神保健普及啓発を行っています。

2 福祉教育

小中学校の児童・生徒に思いやりの心を育むために、ボランティア体験学習を実施する福祉教育推進校を指定し、福祉教育の取組みを行っています。この事業により、地域住民との交流事業や施設でのボランティア活動などが各小中学校に定着し、地域ボランティア育成の面で大きな役割を果たしてきています。

ボランティア活動へのきっかけづくりとして、次のような体験事業を実施しています。それぞれの体験事業は、ボランティア活動参加のきっかけづくりとして大きな成果をあげています。

- ・ 夏休みや夏期休暇を利用して福祉施設でボランティア体験をする「サマーボランティア活動体験事業」
- ・ 障害のある人を理解する「盲導犬歩行体験事業」
- ・ 県指定の高校を対象に福祉施設でボランティア体験学習を実施する「社会福祉施設体験学習」
- ・ 親子や異世代の方々が地域の福祉施設でボランティア体験や異世代交流を行う「親子や異世代ボランティア体験事業」

3 広報啓発

月2回発行の「広報とやま」において、折りにふれノーマライゼーション理念の普及に資する記事を掲載しています。

第2 ボランティア等

1 ボランティア等の養成

視覚に障害のある人や聴覚に障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に、点訳や手話等のボランティアを養成するための各種講座を開催しています。下表に掲げたのは、市社会福祉協議会が実施している講座の開催状況ですが、このほかに県視覚障害者協会等でも同様の講座を実施しています。

表1 - 1 ボランティア等養成講座開催状況（平成17年度）

区 分		開催回数	参加者数	参加延人数
点 訳 講 座		10回	7人	48人
音 訳 講 座		10	15	121
手 話 講 座		70	75	1,385
要約筆記奉仕員 養成講座	基礎課程	16	19	102
	応用課程	7	7	39

2 富山市ボランティアセンター

富山市ボランティアセンターは、地域住民のボランティアに関する理解と関心を深めるとともに、ボランティア活動の育成援助と必要な連絡調整を行うため、富山市社会福祉協議会内に設立されています。旧各町村6箇所ボランティアセンターの支所があります。

富山市ボランティアセンターは、視覚に障害のある人のための点訳ボランティアの方々に点訳用のワープロ、音訳ボランティアの方々に編集用カセットデッキなどのボランティア活動用の機材を貸出し、ボランティア活動の支援を行っています。

第3 相談・情報提供

1 相談事業

(1) 障害者生活支援センター

障害者生活支援センターは、地域で生活している障害のある人やその家族の相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活に必要な支援を行うものです。市内には、次の9か所の障害者生活支援センターがあります。

表1 - 2 市内の障害者生活支援センター

名 称	対 象 者
富山市障害者福祉センター	富山市在住の障害のある人およびその介助者等
自立生活支援センター富山	すべての障害のある人
富山市恵光学園	障害のある児童・身体に障害のある人・知的障害のある人
富山県高志通園センター	在宅の身体に障害のある児童・知的障害のある人・重症心身障害のある人（発達障害のある児童も含む）とその保護者、関係機関職員
ゆりの木の里 あすなるセンター 和敬会脳と心の総合健康センター リハビリテーションセンター フィールドラベンダー	精神に障害のある人
富山障害者就業・生活支援センター	知的障害のある人・精神に障害のある人・身体に障害のある人

(2) 各種相談員

障害のある人の身近な問題について様々な相談に応じるとともに、福祉事務所・保健所など関係機関の業務に対する協力や地域活動の中心的役割を担うことを業務とする相談者として、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者地域生活アドバイザーおよび民生委員・児童委員がいます。

表1 - 3 各種相談員の定数（平成18年度）

区 分	身体障害者相談員	知的障害者相談員	精神障害者地域生活 アドバイザー	民生委員・児童委員
定 数	66人	15人	41人	877(111)人

(注)「民生委員・児童委員」欄の()内は主任児童委員数(再掲)

(3) 窓口における相談指導

障害福祉課において、身体に障害のある人および知的障害のある人の相談に応じ、必要な場合には関係機関と連携してサービス提供の便宜を図っています。

(4) 家庭児童相談室

家庭における適正な児童の教育、その他家庭児童問題の相談、指導を行い、児童の健全育成を図ることを目的として、市役所で相談を受け付けています。

表1 - - 4 家庭児童相談室相談内容別件数（平成17年度）

単位：件

区 分	性習慣、 生活	知能・ 言語	学校 生活等	非 行	家 族 関 係	環 境 福 祉	心 身 障 害	そ の 他	計
相談件数	275	1	284	2	24	146	1	21	754

(5) 地域総合相談会

誰もが安心して健やかに生活できるように、各地区の地区センターや公民館において、保健・医療・福祉に関する相談会を行っています。相談内容等は、 血圧や体重、体脂肪率測定、尿検査などの健康チェック、 福祉サービスの申請手続きや内容等の福祉相談、 自分の体のことや、家族の健康のこと、健康を保つための食事などの健康相談、などで、相談には、保健師、民生委員・児童委員、栄養士が応じます。

(6) 心の健康相談・精神保健福祉相談

近年の社会生活環境の複雑化に伴い、市民各層においてストレスが増大し、悩みをかかえている人が増加しています。市民の心の健康を守るために、富山市保健所において月3回、八尾保健福祉センターにおいて月1回、精神科医による相談を行っています。保健師または精神保健福祉相談員による相談や電話相談は、随時行っています。

また、保健所において、心の健康やひきこもり、認知症に関する精神保健福祉相談を随時行っています。必要に応じて専門医の相談も行っています。

これらの悩みをかかえている人であって必要があると認められる場合には、訪問指導を行っています。

表1 - - 5 心の健康相談・精神保健福祉相談実施状況（平成17年度）

心の健康相談		精神保健福祉相談	訪問指導（延）
実施回数	相談数（延）		
40回	91人	4,435人	1,130人

（注）精神保健福祉相談は電話相談を含む。

(7) 精神保健家族教室

精神に障害のある人の家族が障害の理解を深め、気軽に相談でき、積極的に支援するために、精神保健家族教室を開催しています。

(8) 特定疾患療養相談会

保健所および各保健福祉センターにおいて、特定疾患（難病）で在宅療養中の人とその家族を対象に、講義、座談会、個別相談等を取り入れた療養相談会を行っています。

(9) 電話健康相談

各保健福祉センターにおいて、生活習慣病に関することや高齢者の介護など、健康上のことで心配なことがある人の相談を受けています。

(10) 行政相談

市民生活相談課、地区センター、公民館などにおいて、行政に対する相談を受けています。

(11) 心配ごと相談

総合社会福祉センター、地区センター、公民館などにおいて、心配ごと相談を受けています。

(12) 地域福祉権利擁護事業

判断力が低下した人たちが地域で安心して生活を送ることができるよう、日常生活における福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を都道府県社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業が平成11年10月から実施されました。平成18年3月31日現在、制度を利用されている人が62人います。

2 情報提供

(1) 障害福祉のしおり

障害のある人に関する市民の理解を深めるとともに、障害のある人自身の援護の手引とするため、「障害福祉のしおり」(文字版・点字版・テープ版)を発行しています。

(2) 音訳テープの貸出し

視覚に障害のある人のために、市社会福祉協議会が広報・ニュース等の音訳テープを、市立図書館およびとやまライトセンターが図書の音訳テープを無料郵送貸出ししています。

表1 - - 6 音訳テープ発送実績(平成17年度・市社会福祉協議会) 単位:延人

区分	広報とやま	声のライブラリー	天 声 人 語	社会福祉だより	計
人数	680	1,261	998	296	3,235

(注)実利用者数=101人

表1 - - 7 音訳テープ貸出実績(図書・雑誌)

区 分	在庫図書数		平成17年度貸出実績		
	タイトル	巻	タイトル	巻	
富山市立図書館	2,960	22,830	862	5,234	
とやまライ トセンター	録音図書	5,927	27,444	1,005	5,673
	録音雑誌	-	-	28	2,065

(3) 図書の貸出し

市立図書館では、身体障害者手帳1級～3級所持者に図書の無料郵送貸出しを行っています。平成17年度は、72件、341冊の無料郵送貸出しをしました。

(4) アルコールセミナー

毎月第2金曜日に保健所において、アルコール依存症者と家族等を対象とし、依存症（アルコール等）という病気についての理解や、家族の接し方、回復の方法などについて学習しています。また、専門医を交えた話し合いや相談などに応じています。

(5) テレビ、ラジオ等による情報提供

下表の通信媒体を通じて、市の情報提供を行っています。

表1 - - 8 マスメディア等を利用した情報提供（平成17年度）

区 分		曜日等	時 間 等
テレビ	富 山 テ レ ビ	土 第4土	11時04分から2分間（富山市民ニュース） 11時30から15分間（月刊富山市民ニュース）
	ケーブルテレビ富山	毎 日	1日5回
	ケーブルテレビ八尾	平 日 土 日	1日6回 1日3回
	上婦負ケーブルテレビ	毎 日	1日5回
	ケーブルテレビやまだ	毎 日	1日10回
文 字	N H K	毎 日	放送開始から終了まで
ラジオ	北 日 本	月～金	9時10分から3分間
	F M と や ま	月・水	8時50分から3分間
	富 山 シ テ ィ F M	月～金	7時50分から5分間
イ ン タ ー ネ ッ ト	http://www.city.toyama.toyama.jp		
携 帯 電 話	http://www.city.toyama.toyama.jp/m/		

第4 保健・医療

1 保 健

平成8年4月の中核市移行に伴い、保健所業務が県から富山市へ移譲されました。このことにより、保健所と市町村の両方の保健サービスを一体的に提供できることになり、各種保健サービスを十分な連携のもとにきめ細かく実施しています。また、平成17年4月の合併により、富山市保健所と7か所の保健福祉センター体制で、保健業務を実施しています。

(1) 妊婦健康診査・乳幼児健康診査

妊婦健康診査は、妊娠経過、合併症および偶発症について観察し、流・早産、妊娠中毒症、子宮内胎児発育遅延の防止等の母・児の障害予防に重点をおいて実施しています。妊婦一般健康診査は、妊婦に4回実施しており、疾病または異常発現の可能性が高い人や異常がすでに存在する場合には、精密検査の受診を勧奨します。

乳幼児の健康診査は、障害等の異常を早期に発見し、早期に適切な援助等を講じるために行うもので、乳幼児の健康の保持増進を図るうえで非常に重要です。

表1 - 9 妊婦一般健康診査受診状況（平成17年度・医療機関委託）

受診票発行実人員	受 診 状 況		有所見状況	
	受診延人員	受 診 率	有所見者延人員	有 所 見 率
3,928人	14,260人	90.8%	7,541人	52.9%

(注)「受診率」は、受診延人員÷(受診票発行実人員×4)
「有所見率」は、有所見者延人員÷受診延人員

表1 - 10 妊婦精密健康診査受診状況（平成17年度）

単位：人

受診実人員	指 示 内 容				異常あり内訳（延）			
	特になし	要指導	要観察	要治療	糖尿病	貧血	妊娠中毒症	その他
23	17	1	2	3	3	-	1	2

表1 - 11 乳児一般健康診査受診状況（平成17年度・医療機関委託）

発行実数 (人)	受診状況		有所見状況		有所見者内訳（延人）						
	受診延人員 (人)	受診率 (%)	有所見者数 (人)	有所見率 (%)	発育不良	心雑音	運動機能異常	股関節脱臼開	排制限	皮膚の異常	斜頸
3,767	5,733	76.1	335	5.8	64	24	78	12	84	2	109

（注）「受診率」は、受診延人員÷（発行実数×2）

「有所見率」は、有所見者数÷受診延人員

表1 - 12 乳児精密健康診査受診状況（平成17年度・医療機関委託）

単位：人

区分	受診延人員	指示内容					異常あり内訳（延）													
		異常なし	要指導	要観察	要精検	要治療	先天性股関節脱臼	臼蓋形成不全等	神経学的所見及び運動機能の異常疑い	筋骨格系疾患	形態異常及び疑い含む	脳神経系疾患	心臓疾患	泌尿器疾患	視器疾患	難聴及び難聴疑い含む	皮膚疾患	先天性代謝異常及び疑い含む	神経芽細胞腫疑い含む	その他
受診人数	167	100	15	45	-	7	18	4	5	-	-	-	4	-	2	10	4	-	-	22

表1 - 13 乳幼児健康診査実施状況（平成17年度）

単位：受診率は%、他は人

区分	対象者数	受診者数	受診率	健診結果（延）				治療中
				異常なし	要観察	要精検	要治療	
4 か月児	3,624	3,471	95.8	2,446	712	189	40	155
1歳6か月児	3,856	3,689	95.7	2,896	596	96	55	94
3 歳 児	4,007	3,707	92.5	2,796	311	539	26	126

(2) 乳幼児発達健康診査

乳幼児期において、発達の遅滞あるいは障害を早期に発見し、適切な療育指導を行うことにより、障害の軽減を図り、二次的な障害の予防を行うとともに在宅療育の支援に結びつけることを目的としています。発達の遅滞および障害のある乳幼児とその保護者に相談・教育・情報交換の場等を提供しています。

表1 - - 14 乳幼児発達健康診査（平成17年度） 単位：人

区 分	受診者数	健 診 結 果（延）				治療中
		異常なし	要観察	要精検	要治療	
運動発達健康診査	473	360	99	12	1	4
精神発達健康診査	496	209	282	2	1	2

(3) 機能訓練

脳血管疾患等の後遺症のため機能訓練を必要とする在宅療養者に対し、日常生活の自立と社会参加を促し、生きがいのある社会生活が送れるよう援助するものです。機能訓練には、A型（基本型）とA型より軽度の人を対象とするB型（地域参加型）があります。平成18年度からは、40歳から64歳の人に対して行うリハビリ教室（在宅療養者自立支援教室）と65歳以上の人に行うパワーリハビリテーションに変更されました。

表1 - - 15 機能訓練実施状況（平成17年度）

区 分	実施回数	受 講 者 数			
		実 人 数			延 人 数
		65歳未満	65歳以上	計	
A 型	154回	16人	121人	137人	2,051人
B 型	111	28	206	234	1,593

(4) 生活指導教室「デイ・ケア」

回復途上にある精神に障害のある人の社会復帰の促進を図るため、保健所においてデイ・ケア事業を実施しています。

表1 - - 16 生活指導教室「デイ・ケア」実施状況（平成17年度）

実施回数	延参加人数
66回	237人

2 医 療

(1) 育成医療・更生医療

児童福祉法に基づく身体に障害のある児童に対して公費負担医療を行う育成医療および身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人に対する更生医療の給付状況は次のとおりです。

表1 - - 17 育成医療受給児・更生医療受給者数（平成17年度） 単位：人

区 分	育成医療	更生医療	合 計
肢 体 不 自 由	20	3	23
視 覚 障 害	13	-	13
聴覚・平衡機能障害	11	1	12
音声・言語・そしゃく機能障害	60	3	63
心 臓 障 害	24	492	516
腎 臓 障 害	2	33	35
そ の 他	20	4	24
計	150	536	686

(2) 重度心身障害者医療費助成事業

重度の心身障害のある人の医療費が与える家庭経済上の負担軽減を図るため、医療費の助成を行っています。対象となるのは、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者で、合計所得金額が1,000万円未満の世帯に属する60歳未満の人です。

表1 - - 18 重度心身障害者医療費助成事業実施状況（平成17年度・60歳未満）

助成対象者	助成総額
1,985人	389,255,988円

(3) 精神障害入院・通院者数

精神障害により入院または通院している人数は下表のとおりです。なお、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律により、措置入院と通院患者には公費負担医療が実施されています。また、入院期間が2年を超える精神に障害のある人には、月額3,800円を限度として医療費を助成しています。

表1 - - 19 精神障害入院・通院者数（平成17年度）

単位：人

区 分	入院総数	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療費 公費負担医 療受給者数
人 数	2,263	21	988	1,254	3,430

（注）入院は富山市内の医療機関入院患者数（延数）

(4) 特定疾患、小児慢性特定疾患患者等への公費負担

治療がきわめて困難である特定疾患患者、血友病および治療が長期間にわたる小児慢性特定疾患患者は、医療費が高額になることから、患者の自己負担分を公費負担としています。

表1 - - 20 性別・年齢別特定疾患認定患者数（平成18年3月末現在）

単位：人

区 分	0～17歳		18～39歳		40～64歳		65歳以上		計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
認定患者数	8	11	160	165	319	453	310	492	797	1,121
計	19		325		772		802		1,918	

（注）県単独制度を含む。

表1 - - 21 小児慢性特定疾患医療受診券交付状況（平成17年度）

単位：人

疾 患 名	人 数	疾 患 名	人 数
悪 性 新 生 物	59	糖 尿 病	23
慢 性 腎 疾 患	25	先 天 性 代 謝 疾 患	11
慢 性 呼 吸 器 疾 患	28	血 友 病 等 血 液 ・ 免 疫 疾 患	14
慢 性 心 疾 患	15	神 経 ・ 筋 疾 患	2
内 分 泌 疾 患	129	慢 性 消 化 器 疾 患	2
膠 原 病	6	計	314

第5 生活支援サービス

1 在宅生活支援サービス

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

平成15年度から、身体に障害のある人、知的障害のある人および障害のある児童に対するホームヘルプサービスは、支援費制度に組み込まれました。支援費制度ではないホームヘルプサービスの対象としては、精神に障害のある人、難病患者等および介護保険の要支援・要介護認定者がありますが、難病患者等の利用者はいませんでした。平成18年度から、身体に障害のある人、知的障害のある人、障害のある児童および精神に障害のある人のホームヘルプサービスは、障害者自立支援法の居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援の一部に区分されます。

表1 - 22 居宅介護（ホームヘルプサービス）利用実績（平成17年度）

区 分		利用実人数	利用延べ時間	年度末市内事業者数
身 体 障 害	身体介護	75人	14,095時間	26か所
	乗降介助	1	28回	2
	家事援助	77	9,436時間	26
	移動介護	13	1,021	16
	日常生活支援	14	21,718	26
	小 計		46,270 (+28回)	26
知 的 障 害	身体介護	7	684.5	19
	乗降介助	-	-	2
	家事援助	11	1,364	19
	移動介護	7	276	14
	行動援護	-	-	-
	小 計		2,324.5	19
障 害 児	身体介護	13	1,529.5	17
	乗降介助	-	-	2
	家事援助	-	-	17
	移動介護	8	217.5	12
	行動援護	-	-	-
	小 計		1,747	17
精 神 障 害	身体介護	16	765	3
	家事援助	14	1,274.5	3
	小 計		2,039.5	3
合 計			50,634 (+28回)	28

(2) 短期入所（ショートステイ）

平成15年度から、身体に障害のある人、知的障害のある人および障害のある児童に対する短期入所は、支援費制度に組み込まれました。支援費制度ではない短期入所の対象としては、精神に障害のある人、難病患者等および介護保険の要支援・

表1 - - 23 短期入所利用実績（平成17年度）

区 分	利用延べ日数	年度末市内事業者数
身体障害	229日	11か所
知的障害	938	21
障 害 児	1,436	14
計	2,603	27

要介護認定者がありますが、精神に障害のある人および難病患者等の利用者はいませんでした。平成18年度から、身体に障害のある人、知的障害のある人、障害のある児童および精神に障害のある人の短期入所は、障害者自立支援法の自立支援給付の介護給付の一つに位置づけられます。

(3) 寝具乾燥

身体障害者手帳1・2級でねたきり又はこれと同等の状態の人を対象として、梅雨や冬の湿気の多い季節にふとんの洗濯・乾燥・消毒をしており、平成17年度の65歳未満の利用は43人でした。自己負担は、寝具の乾燥・消毒が300円、寝具の洗濯・乾燥・消毒が500円です。

(4) おむつの支給

介護者の負担を軽減するため、在宅の要支援・要介護認定者で常時おむつを必要とする人又は2歳以上の在宅の身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A所持者で常時おむつを必要とする人におむつを支給しています。

表1 - - 24 おむつの支給利用人数（平成17年度・65歳未満）
単位：人

区 分	身体障害者手帳1・2級	療育手帳A	計
利用実人数	64	1	65

(5) 訪問理髪・美容サービス

在宅の外出困難な重度の心身に障害のある人に対し、訪問理髪・美容サービスの出張に要する経費を補助しています。利用は年4回を限度とし、利用・美容にかかる料金は自己負担となります。平成17年度の65歳未満の人の利用は7人でした。

2 社会参加・自立生活支援

(1) 重度視覚障害者ガイドヘルパーの派遣

重度の視覚に障害のある人が外出するために適当な付き添いを必要とする場合にガイドヘルパーを派遣し、視覚に障害のある人の社会参加の促進を図っています。この事業は、とやまライトセンターに委託して実施しています。

表 1 - - 25 重度視覚障害者ガイドヘルパー派遣状況（平成17年度）

ガイドヘルパー数	利用者数	派遣回数
8人	9人	21回

(2) 手話通訳者の派遣

聴覚に障害のある人の社会生活の向上のため、手話通訳者を派遣しています。また、月曜日から木曜日は、障害者福祉プラザに手話通訳者が常駐しています。平成17年度の障害者プラザでの手話通訳者の活動件数は288件でした。

表 1 - - 26 手話通訳者派遣状況（平成17年度）

手話通訳者数	利用者数	派遣回数
17人	77人	425回

(3) 盲導犬の購入助成

視覚障害により1級の身体障害者手帳を所持している18歳以上の就労者または就労予定者が、盲導犬を購入する際の自己負担分の一部を助成しています。

(4) 車いす対応車両購入費の助成

車いすを使用する身体に障害のある人が乗降を容易に行えるような仕様の自動車を購入するために要する費用の一部を助成（限度額10万円）しています。

表 1 - - 27 車いす対応車両購入費の助成状況（平成17年度）

助成件数	助成総額
3件	296千円

(5) 日常生活用具の給付と貸与

重度の障害のある人の在宅生活を容易にするため、特殊寝台、入浴補助用具などの給付、福祉電話などの貸与を行っています。

【第1部 現 状】

表1 - - 28 日常生活用具給付・貸与等利用状況（平成17年度）

品 目		障 害	利用件数	品 目		障 害	利用件数
給	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視 覚	9件	給	訓練用ベッド	下肢・体幹	-件
	点字タイプライター		1		特殊寝台		6
	音声式体温計		-		体位変換器		1
	時計		4		特殊尿器		-
	点字図書		15		訓練用いす		-
	盲人用体重計		1		入浴補助用具		11
	視覚障害者用拡大読書器		21		移動用リフト		3
	歩行時間延長信号機用小型送信機		-		住宅改修		13
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		2		特殊マット	9	
	電磁調理器		視覚・知的障害		2	付	重度障害者用意志伝達装置
点字ディスプレイ	視覚・聴覚の重度重複障害	-	携帯用会話補助装置	音声・言語・肢体不自由	6		
屋内信号装置	聴 覚	4	透析液加温器	腎 臓	4		
聴覚障害者用情報受信装置		5	ネブライザー（吸入器）	呼 吸 器	8		
聴覚障害者用通信装置		3	電気式たん吸引器		16		
火災警報器	視覚・聴覚・肢体不自由・内部・知的障害	-	頭部保護帽	知的障害	5		
自動消火器	視覚・聴覚・肢体不自由・内部・知的障害	-	酸素ボンベ運搬車		-		
パーソナルコンピューター	上肢または上肢・言語	9	歩行支援用具	平衡機能・下肢・体幹	2		
特殊便器	上肢・知的障害	3	居住生活動作補助用具	下肢・体幹又は移動機能障害	1		
便器	下 肢 ・ 体 幹	-	貸 与	福祉電話	視覚・聴覚・肢体不自由・内部		43
浴槽（湯沸器含む）		-		緊急通報装置		68	
入浴担架		3	共同利用	視覚障害者用ワードプロセッサ	視 覚	-	

(6) 福祉タクシー

重度の障害のある人が生活範囲を広げ、積極的に社会参加していただくために、1・2級の下肢・体幹・内部・視覚のいずれかの身体障害者手帳所持者、療育手帳A所持者又は精神障害者保健福祉手帳1級所持者に、1か月当たり1,260円のタクシー利用券又は1か月当たり500円のガソリン給油券を交付しています。

表1 - - 29 福祉タクシー利用状況(平成17年度)

区 分	タクシー利用券	ガソリン給油券
利用者数	3,009人	1,809人

(7) 福祉バスの運行

障害者団体等が、スポーツ・研修・レクリエーション等を行う場合、車いすのまま乗車できるリフト付バスを運行します。市社会福祉協議会に委託して実施している事業で、その概要は次のとおりです。

表1 - - 30 福祉バス運行事業の概要

利用 できる 日	8月13日～8月15日 12月28日～1月3日 以外
利 用 団 体	障害者手帳所持者10人以上の団体
乗 車 人 員	1回につき32人(車いす利用者3人を含む)
利 用 料 金	無料 有料道路、運転手宿泊費は利用者負担
平成17年度運行実績	130件

(8) 自動車操作訓練費の助成

身体障害者手帳所持者が自動車運転免許証の取得を希望する場合、訓練費の一部を助成します。平成17年度は、5件の利用がありました。

(9) 自動車改造費の助成

肢体不自由1・2級程度の身体障害者手帳所持者に、自動車の改造に要する経費を助成します。社会参加の促進を目的としており、改造に要する経費で10万円を限度としています。

表1 - - 31 自動車改造費の助成状況(平成17年度)

助成件数	助成総額
11件	1,001千円

(10) 補装具の交付・修理

児童福祉法および身体障害者福祉法に基づき、身体の機能障害を補う必要のある場合に補装具を交付または修理します。ストマ用装具、補聴器、車いす、下肢装具、義足などが多く交付されています。

表1 - 32 補装具の交付・修理利用状況 (平成17年度)

単位：件

区分	義肢		装具				座位保持装置		盲人安全つえ	義眼	眼鏡				
	義手	義足	下肢	靴型	体幹	上肢	普通型	その他			色めがね	矯正眼鏡	遮光眼鏡	コンタクトレンズ	弱視眼鏡
交付	7	35	68	9	6	-	45	-	13	12	2	6	4	2	-
修理	5	54	22	4	-	-	28	-	-	-	-	-	-	-	-
区分	点字器	補聴器							人工喉頭		車いす		電動車いす		座位保持いす
		標準型箱形	標準型耳掛形	高度難聴用箱形	高度難聴用耳掛形	挿耳形(レディメ)	挿耳形(オーダー)	骨導型	笛式	電動式	普通型	その他	簡易型	その他	
交付	1	102	26	29	51	1	5	-	-	12	27	23	1	7	4
修理	-	16	21	18	179	1	7	-	-	19	66	25	1	39	-
区分	起立保持具	歩行器	頭部保護帽	頭部保持具	排便補助具	収尿器	ストマ用装具	歩行補助つえ		その他					
								つえ(丁字状・棒状)	その他						
交付	-	11	11	1	-	1	6,006	15	12	631					
修理	-	-	-	-	-	-	-	2	-	6					

(11) 公的施設等の利用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者は、次の市営施設等の入場料が割引になります。

表1 - - 33 利用料が割引となる公的施設一覧

富山市郷土博物館	富山市民族民芸村	富山市科学文化センター
富山市科学文化センター天文台	重要文化財「富山市浮田家住宅」	富山市民プール
東富山温水プール	富山市総合体育館	富山市2000年体育館
ファミリーパーク	体育文化センター	東富山体育館
北前船回船問屋森家	佐藤記念美術館	ウィンディ温泉浴場
大沢野総合運動公園陸上競技場	牛岳温泉スキー場	牛岳温泉健康センター
(財)富山勤労総合福祉センター いこいの村 富山	富山市八尾おわら資料館	富山市八尾化石資料館
富山市八尾美術保存展示館	富山市八尾スポーツアリーナ	富山市八尾B & G海洋センター プール
富山市八尾曳山展示館	富山県民会館分館（内山邸・金剛邸）	富山県立近代美術館（常設・県企画展示）
富山県水墨美術館（常設・県企画展示）	富山県立山博物館	富山県中央植物園
富山県立山カルデラ砂防博物館	富山県国際健康プラザ（生命科学館）	チューリップ四季彩館
シティーゴルフとやま	らいちょうパレースキー場	

3 日中活動の場

(1) デイサービス・デイケア

本市には、身体障害のある人、知的障害のある人および障害のある児童が日中の介護を受けるサービスとして、支援費制度によるデイサービス、富山型デイサービス推進特区事業によるデイサービスおよび在宅障害者（児）デイケア事業の3種類があります。

表1 - - 34 デイサービス・デイケア利用実績（平成17年度）

区 分		利用延べ回数	年度末市内事業者数
身体障害	支援費制度のデイサービス	6,085回	5か所
	富山型デイサービス推進特区事業	3,365	34
	小 計	9,450	39
知的障害	支援費制度のデイサービス	2,119	2
	富山型デイサービス推進特区事業	773	34
	小 計	2,892	36
障害児	支援費制度のデイサービス	3,706	3
	富山型デイサービス推進特区事業	352	34
	小 計	4,058	37
在宅障害者（児）デイケア事業	18歳以上	1,726	20
	18歳未満	4,185	20
	小 計	5,911	20
合 計		22,311	59

(2) 施設通所

平成18年4月1日現在、身体障害者療護施設へ5人、知的障害者更生施設へ80人通っています。通所施設はすべて富山市内にあります。

表1 - - 35 施設通所状況（平成18年4月1日現在）

施設の種類	施設数	富山市の通所者数
身体障害者療護施設	1か所	5人
知的障害者更生施設	4	80

(3) 盲人ホーム

あんま・はり・きゅう免許を持つ視覚に障害のある人で、自営または雇用されることが困難な人が利用し、技術指導・研修を受ける施設として、本市内に富山県視覚障害者福祉センターがあります。平成17年度に、研修会および技術交換会のために189人が盲人ホームを利用しました。

4 入居・入所施設

(1) 入居施設

平成18年4月1日現在、グループホームへは、身体に障害のある人が3人、知的障害のある人が23人、精神に障害のある人が25人入居しており、福祉ホームへは、知的障害のある人が4人、精神に障害のある人が38人入居しており、精神に障害のある人の援護寮へは4人が入居しています。これらの入居施設は、すべて富山市内にあります。

表1 - - 36 グループホーム・福祉ホーム・援護寮入居者数（平成18年4月1日現在）

障害の種類	施設の種類の	施設数	富山市の入居者数
身体障害	グループホーム	1か所	3人
知的障害	グループホーム	11	23
	福祉ホーム	1	4
精神障害	グループホーム	10	25
	福祉ホーム	3	38
	援護寮	1	4
計	グループホーム	22	51
	福祉ホーム	4	42
	援護寮	1	4

(2) 入所施設

平成18年3月末現在の施設入所者は、身体に障害のある人が142人、知的障害のある人が355人、精神に障害のある人が9人、障害のある児童が121人、合計627人です。障害のある児童の入所施設以外の施設は、平成18年10月以降、障害者自立支援法の「障害者支援施設」に移行していきます。

表1 - - 37 施設入所者数（平成18年3月末現在）

障害の種類	施設の種類の種類	施 設 数		富山市の 入所者数
			うち市内施設	
身体障害	療 護 施 設	5か所	2か所	81人
	更 生 施 設	3	1	22
	授 産 施 設	6	1	39
	小 計	14	4	142
知的障害	更 生 施 設	21	6	301
	授 産 施 設	1	1	54
	小 計	22	7	355
精神障害	授 産 施 設	1	1	9
障害児	肢 体 不 自 由 児 施 設	1	1	20
	重 症 心 身 障 害 児 委 託 病 院	2	1	61
	重 症 心 身 障 害 児 施 設	1	1	16
	知 的 障 害 児 施 設	2	-	24
	小 計	6	3	121
合 計		43	15	627

5 経済的支援

(1) 各種手当・年金の支給

障害児・者関係の手当としては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当および特別児童扶養手当と、市単独事業の心身障害者・児福祉金、介護手当および外国人障害者福祉手当があります。障害を理由とする年金としては、厚生年金および各種共済年金の加入者が障害者となった場合に支給される障害厚生年金および障害共済年金、国民年金を含むすべての公的年金制度の加入者が障害者となった場合に支給される障害基礎年金、国民年金に任意加入していなかった期間に障害者となった場合に支給される特別障害者給付金があります。市民の障害厚生年金および障害共済年金の受給者を富山市が把握することは困難です。

表1 - 38 各種手当・年金の受給状況（平成18年3月末現在）

手 当 名	受 給 対 象 者	手 当 月 額 (平成17年度)	受給者数
特別障害者手当 (国制度)	重度の障害があるため、常に介護を必要とする20歳以上の在宅の人	26,520円	287人
障害児福祉手当 (国制度)	重度の障害があるため、常に介護を必要とする20歳未満の在宅の人	14,430円	185
経過的福祉手当 (国制度)	20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者であって、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けることができない在宅の人	14,430円	36
特別児童扶養手当 (国制度)	障害があるため介護を必要とする20歳未満の人を養育している父・母または養育者	1級(重度) 50,900円	295
		2級(中度) 33,900円	196
心身障害者・児福祉金 (市制度)	身体障害者手帳1～4級の人	1・2級 2,000円	3,197
		3・4級 1,500円	3,621
	療育手帳を所持している人	A 2,000円	235
		B 1,500円	555
精神障害者保健福祉手帳1・2級の人	1級 2,000円	58	
	2級 1,500円	178	
障害のある児童	2,000円		176
	介 護 手 当 (市制度)	10,000円	常に介護を必要とする6歳以上の身体に障害のある人を介護している人
常に介護を必要とする6歳以上の知的障害のある人を介護している人			158
外国人障害者福祉手当 (市制度)	日本国籍を有しないため、国民年金に加入できなかった富山市在住の外国人	20,000円	1
障害基礎年金 (国制度)	公的年金制度の加入者が障害者となった場合	1級(重度) 82,758円 2級(中度) 66,208円	} 4,815
特別障害者給付金 (国制度)	国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する人	1級(重度) 50,000円 2級(中度) 40,000円	} 21

(2) 心身障害者扶養共済制度

障害のある人の保護者が掛金を納め、保護者が死亡または重度障害となった場合に、障害のある人に生涯を通じて年金を支給することで生活の安定を図ります。平成18年3月末の心身障害者扶養共済制度の加入者は67人です。

(3) 生活福祉資金の貸付

身体に障害のある人の世帯や低所得世帯等が、生活や結婚、住宅改造、就学等のために必要な資金を貸し出すもので、市社会福祉協議会が実施しています。貸付限度額および償還期限は、それぞれの資金の用途によって異なります。

表1 - - 39 生活福祉資金貸付状況（平成17年度）

区 分	貸付件数（件）		貸付金額（千円）	
	総 数	うち身体障害	総 額	うち身体障害
更 生 資 金	2	-	3,922	-
福 祉 資 金	4	2	3,200	2,400
住 宅 資 金	1	-	2,500	-
修 学 資 金	39	2	37,918	1,690
計	46	4	47,540	4,090

（注）平成17年度現在の貸付実績を掲げたもので、これ以外の生活福祉資金の種類として、療養・介護資金、緊急小口資金、災害援護資金および離職者支援資金がある。ただし、修学資金、緊急小口資金、災害援護資金は低所得世帯が対象。

第6 療育・教育

1 就学前教育・療育

(1) 保育所・幼稚園

平成18年5月現在、本市には、市立61か所、私立26か所、計87か所の保育所があり、9,430人が通園しています。幼稚園は、市立17か所、国立大学法人立1か所、私立29か所の計47か所あり、4,822人が通園しています。

表1 - - 40 市内にある保育所・幼稚園（平成18年5月1日現在）

区 分	保 育 所		幼 稚 園	
	施 設 数	児 童 数	施 設 数	児 童 数
市 立	61か所	5,696人	17か所	781人
国大法	-	-	1	135
私 立	26	3,734	29	3,906
計	87	9,430	47	4,822

(2) 障害児保育

平成18年5月現在、障害のある児童を受け入れて、障害のない児童とともに集団保育を実施している保育所が市内に58か所あり、対象児童数は188人となっています。

(3) 通所指導

市内の4か所の保育所において、障害のある児童の通所指導事業を実施し、こころやからだの発達に遅れがあると思われる3歳未満の乳幼児の保護者の相談に応じ、また園児との「あそび」を通して障害のある児童に対する個別または小集団での発達指導を実施しています。

表1 - - 41 通所指導実施状況（平成17年度） 単位：人

区 分	不二越町保育所	堀川南保育所	雲雀ヶ丘保育所	大広田保育所
人 数	5	-	3	1

(4) 早期療育施設（通園施設）

早期療育は、障害を早期に発見し、早期に療育（治療教育）を行うことにより、障害を軽減し、社会適応能力を増大させることを目的にしています。就学前の乳幼児を対象に障害の種別に応じた通園による早期療育施設が市内に3か所設置されています。

表1 - - 42 市内の早期療育施設（平成18年4月1日現在）

施設の種類	名称	運営主体	所在地	定員	富山市の通所児数
肢体不自由児通園施設	富山県高志通園センター	富山県	富山市	40人	18人
難聴幼児通園施設	富山県高志通園センター	富山県	富山市	30	7
知的障害児通園施設	富山市恵光学園	富山市	富山市	36	24

2 学校教育

(1) 盲・ろう・養護学校

本市には、県立の盲学校、ろう学校、病弱・虚弱対象の養護学校および知的障害対象の養護学校が1校ずつ、肢体不自由対象の養護学校が2校、国立大学法人立の知的障害対象の養護学校が1校設置されています。表1 - - 43のとおり、本市から盲・ろう・養護学校に通っている児童は392人です。

表1 - - 43 盲・ろう・養護学校の就学状況（平成18年5月1日現在）

単位：人

種別	学校名	所在地	運営主体	本市の在学児数				
				幼稚部	小学部	中学部	高等部	計
視覚障害	県立盲学校	富山市	富山県	1	2	1	10	14
聴覚障害	県立富山ろう学校	富山市	富山県	4	8	9	8	29
肢体不自由	県立富山養護学校	富山市	富山県	/	19	17	26	62
	県立高志養護学校	富山市	富山県	/	25	7	11	43
病弱・虚弱	県立ふるさと養護学校	富山市	富山県	/	7	6	11	24
知的障害	富山大学附属養護学校	富山市	国大法	/	13	16	17	46
	県立しらとり養護学校	富山市	富山県	/	70	51	53	174
計		-	-	5	144	107	136	392

(注) 訪問教育および学園生を含む。

(2) 障害のある児童の学級

本市には、小学校が67校、中学校が26校あり、平成18年5月現在、約34,000人の児童・生徒が通学しています。

小学校の障害児教育の場としては、知的障害など6種類の特殊学級があり、言語または情緒に軽い障害のある児童を対象とする

通級指導教室が一部の学校に設けられています。中学校には、知的障害および情緒障害対象の特殊学級があります。

表1 - - 44 市内の児童生徒が通う小学校・中学校(平成18年5月1日現在)

区 分	学 校 数	在学児数
小 学 校	67校	23,027人
中 学 校	26	10,864
計	93	33,891

表1 - - 45 特殊学級設置状況(平成18年5月1日現在)

障 害 区 分		学級数	児 童 生 徒 数		
			男	女	計
小学校	知 的 障 害	50	79人	38人	117人
	肢 体 不 自 由	1	1	1	2
	病 弱 ・ 身 体 虚 弱	4	-	1	1
	難 聴	1	1	2	3
	言 語 障 害	3	3	2	5
	情 緒 障 害	20	36	15	51
	小 計	79	120	59	179
中学校	知 的 障 害	16	31	10	41
	情 緒 障 害	3	3	1	4
	小 計	19	34	11	45
計		98	154	70	224

表1 - - 46 小学校通級指導教室児童数(平成18年5月1日現在)

単位：人

区 分	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
人 数	15	29	41	25	24	15	149

(3) 学習障害児等教育研修会

教育センターでは、教師を対象として学習障害児等とのかかわり方を学ぶ学習障害児等教育研修会を実施しています。

3 社会教育

(1) 視覚に障害のある人の社会教育

富山県視覚障害者協会が富山県視覚障害者福祉センター等を会場として、視覚に障害のある人を対象とした次の事業を行っています。

① コミュニケーション・情報機器研修会

視覚に障害のある人のコミュニケーション手段の獲得、技術の向上および範囲の拡大を目的として、点字講習会、点字競技会、無線教室等を開催しています。

② 家庭生活支援事業

視覚に障害のある人の生活および文化の向上に資することを目的として、家庭生活に必要な諸機能についての訓練指導、体力の維持増強・感覚の訓練等のための健康教室、潤いのある生活をもたらすための文化・教育講座を実施しています。

③ 社会生活支援事業

視覚に障害のある人に日常生活に必要な知識の習得や体験交流を行う場を設けるとともに、中途失明者の社会復帰を促すための訓練を実施しています。

(2) 聴覚に障害のある人の社会教育

富山県聴覚障害者協会が県内各地において、聴覚に障害のある人を対象とした次の事業を行っています。

① コミュニケーション・情報研修事業

聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の向上を目的に、映画の会、手話講座、パソコン講座等を開催しています。

② 文化・情報研修事業

聴覚に障害のある人の見聞を広めるために、山の集い、社会見学、文化講演会等を開催しています。

③ 社会・家庭生活研修事業

聴覚に障害のある人に日常生活に必要な知識の習得や体験、防災・交通安全などについて学ぶ場を設けています。

第7 雇用・就業

(1) 公共職業安定所における障害者職業紹介状況

平成17年度における富山公共職業安定所管内の障害のある人の新規求職申込件数は、328人（うち身体212人、知的70人、精神46人）で前年度比19.3%の増加でしたが、就職件数は161人（うち身体99人、知的34人、精神28人）で前年度比7.1%の増加にとどまっています。

また、年度末における登録者数は2,285人（うち身体1,664人、知的472人、精神149人）で前年度比 1.3%の減少となり、このうち有効求職者は528人（うち身体350人、知的105人、精神73人）で前年度比 10.7%と、就職の機会を待っている障害のある人が大幅に減少しています。

表1 - - 47 障害者職業紹介状況の推移

単位：人

区 分	新規求職 申込件数			就職件数			年度末現在登録者数								
							有効求職者数			就業中の人			保 留 中		
	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神	身体	知的	精神
平成13年度	274	41	26	92	24	8	410	58	56	1,170	333	46	17	6	2
平成14年度	222	52	26	91	29	13	437	73	59	1,194	342	55	12	5	2
平成15年度	209	39	29	105	27	13	434	75	64	1,225	351	61	10	5	2
平成16年度	209	42	24	107	28	15	442	81	68	1,274	369	67	8	5	2
平成17年度	212	70	46	99	34	28	350	105	73	1,302	363	73	12	4	3

資料：富山公共職業安定所

表1 - - 48 障害者職業紹介状況（平成17年度）

単位：人

区 分		身体障害		知的障害		精神障害
			うち重度		うち重度	
職 業 紹 介	新規求職申込数	212	75	70	20	46
	就 職 件 数	99	33	34	18	28
新 規 登 録 者 数		114	35	36	8	23
平成17年度 末現在登録 者数	有効求職者数	350	146	105	37	73
	就 業 中 の 人	1,302	444	363	156	73
	保 留 中 の 人	12	7	4	3	3
	計	1,664	597	472	196	149

資料：富山公共職業安定所

(2) 障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、職場不適應により離職した人や離職のおそれのある在職者など、就職や職場への定着が困難な障害のある人に対し、就業およびこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行います。富山障害者就業・生活支援センターは、平成15年1月、社会福祉法人セーナー苑に開設されました。

(3) 精神に障害のある人の社会適応訓練

就労困難な精神に障害のある人の社会的自立を図るため、一定期間、協力事業所に通い、対人関係や仕事への持続力等の訓練を実施しています。訓練期間は6か月で、3年間の延長が可能です。

表1 - - 49 精神に障害のある人の社会適応訓練事業実施状況（平成17年度）

協力事業所数	対象者数
9か所	9人

(4) 福祉的就労

障害のある人の福祉的就労の場としては、通所授産施設、共同作業所および福祉工場があります。平成18年4月1日現在、本市には障害のある人の福祉的就労施設が40か所あり、566人が通っています。

表1 - - 50 福祉的就労施設通所者数（平成18年4月1日現在）

障害の種類	施設の種類	施設数	富山市の通所者数
身体障害	通所授産施設	3か所	46人
	共同作業所	7	51
	小計	10	97
知的障害	通所授産施設	8	142
	共同作業所	9	109
	小計	17	251
精神障害	通所授産施設	6	73
	共同作業所	6	135
	福祉工場	1	10
	小計	13	218
合計		40	566

第 8 スポーツ・レクリエーション、文化

(1) 富山市勤労身体障害者体育センター

車いす用バスケットコート、ツインバスケット用ゴール、身障者用卓球台等の設備があり、車いす利用者が使いやすい設計・設備になっています。

(2) 野外活動

身体に障害のある人が、大自然のもとでハイキング、体操等のスポーツ活動や野外ゲーム等のレクリエーションを行い、体力の維持増進、身体機能の向上を図るとともに、相互の親睦を深めることを目的に、富山市身体障害者福祉協議会が行っています。

(3) ふれあいキャンプ

障害のある児童とない児童が、豊かな自然の中でふれあい、野外生活を通してお互いの親睦を深め、協調性・自立性を育むことを目的として、毎年8月に開催しています。

(4) 障害者農園

在宅の障害のある人に、自然に親しみ、健康で明るい生活を送ってもらうことを目的に、海岸通り地内において10区画の土地を無料でお貸しし利用してもらっています。貸付期間は2年間です。

(5) 夏期養護学校

障害のある人が集い、野外活動、プール、音楽にあわせてのリズム体操等のスポーツ活動を通し、相互の親睦を深めることを目的として、夏休み中に数回開催されます。

(6) おもちゃの図書館

障害のある児童とその家族の社会参加の機会を広げるとともに、おもちゃをとおしで障害のない児童との交流や子どもの身体機能や情緒の発達を促すことを目的として、おもちゃの図書館があります。市社会福祉協議会が運営しているもので、開館日は毎週土曜日の午前10時～午後5時です。

第9 生活環境

1 建築物・道路・公共交通機関

(1) 公共的建築物

公共的建築物については、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）および富山県民福祉条例に基づいてバリアフリー化を進めています。

また、障害のある人が外出しやすいよう、公共的施設に車いす使用者用トイレやオストメイト対応トイレの設置を進めています。

表1 - - 51 ハートビル法による計画の認定建築物（平成18年3月末現在）

単位：件

区 分	病院・診療所	百貨店・店舗	事 務 所	福祉施設	体育館・水泳場・ボーリング場等	計
建築物数	2	7	1	2	3	15

(2) 道 路

障害のある人の生活圏の拡大を図るために、歩道段差の切下げ、点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進しています。

(3) 公共交通機関

平成18年4月29日、富山ライトレールが運行をはじめました。この富山ライトレールをはじめ、路線バスの低床化などを促進し、障害のある人や高齢者が利用しやすい公共交通機関をめざしています。

2 住 宅

(1) 障害のある人向け住宅

市営住宅中、障害のある人向け住宅は34戸、うち15戸は車いす対応住宅です。

表1 - - 52 障害のある人向け市営住宅（平成17年度末現在）

団地名	戸数		団地名	戸数	
		うち車いす対応			うち車いす対応
山室	2戸	-戸	月岡	3戸	-戸
中市	2	-	五艘	2	2
朝菜町	3	-	下赤江	5	-
高原町	2	2	上赤江	3	3
有沢	2	2	布目	6	2
広田	4	4	計	34	15

(2) 住宅改善費の助成

身体障害者手帳1・2級の視覚に障害のある人・肢体に不自由のある人のいる世帯が、家の中の段差をなくしたり、浴室やトイレを使いやすくするためなどの改造費を助成しています。助成限度額は、所得税非課税世帯が75万円、所得税課税世帯が50万円です。

表1 - - 53 住宅改善費助成実績（平成17年度）

助成件数	助成総額
48件	15,937千円

関係資源の状況

1 ボランティア団体と登録ボランティア数

市社会福祉協議会の設置するボランティアセンターは、ボランティアの登録や活動のあっせんを行っています。平成18年3月現在、登録団体は327団体、登録ボランティア数は10,173人です。

表1 - 1 ボランティア登録団体・登録人員（平成18年3月現在）

グループ登録		個人登録	登録人数計
団体数	人数	人数	
327団体	9,956人	217人	10,173人

2 障害のある人の団体

障害のある人やその家族が自主的に結成し運営している団体のうち、市と連携を図りながら活動している団体には、次のものがあります。これらの団体の活動は、ともしれば社会的な活動への参加が不足しがちな障害のある人の生活において、共通の問題や課題に対処するという側面ばかりでなく、ふれあいの場、交流の場となっています。

表1 - 2 障害者団体（平成18年4月現在）

団体名	会員数	団体名	会員数
富山市身体障害者福祉協議会	1,100人	富山市自閉症児（者）親の会	56人
・富山市肢体障害者協会	700	傷痍軍人会富山市支部	138
・富山市肢体不自由児（者）父母の会	100	富山市精神障害者家族会等連絡会	810
・富山市視覚障害者協会	200	・富山市精神障害者地域家族会（やすらぎ会）	70
・富山市聾唖福祉協会	100	・フレンドリーハウスを守る会	50
富山市リウマチ友の会	85	・富山市南部地域家族会（らいちょう会）	50
富山市心臓病の子供を守る会	60	・富山市民病院家族会（泉会）	150
富山市障害児（者）父母の会	70	・谷野呉山病院家族会（谷野ごさん会）	350
障害者（児）を守る富山市連絡会	700	・常願寺病院家族会（橋の会）	100
富山市手をつなぐ育成会	850	・あいの風家族会	40

団 体 名	会員数	団 体 名	会員数
富山地区腎友会	429人	八尾町身体障害者協会	97人
日本オストミー協会支部「太陽の会」	50	富山市婦中地区身体障害者協会	184
大沢野町身体障害者協会	350	山田村身体障害者協会	59
富山市大山地区身体障害者協会	145	富山市細入地区身体障害者協会	28

3 サービス提供事業者等の状況

市内の障害のある人を対象とするサービス提供事業者等は、次のとおりです。

表1 - 3 市内のサービス提供事業者等（平成18年3月末現在）

区 分		身体障害	知的障害	精神障害	障 害 児
居 宅 介 護 提 供 事 業 者 数		28か所	19か所	6か所	17か所
デ イ サ ー ビ ス	支援費制度のデイサービス	5か所	2か所	-	3か所
	富山型デイサービス	30か所	15か所	-	15か所
	在宅障害者（児）デイケア	19か所	19か所	-	19か所
短 期 入 所		11か所	21か所	-	14か所
グ ル ー プ ホ ー ム（定員）		1か所(5人)	11か所(49人)	10か所(57人)	-
福 祉 ホ ー ム（定員）		-	1か所(10人)	3か所(42人)	-
援 護 寮（定員）		-	-	1か所(20人)	-
通 所 施 設	療 護 施 設（定員）	1か所(10人)	-	-	-
	更 生 施 設（定員）	-	4か所(95人)	-	-
福 祉 的 就 労 施 設	通 所 授 産 施 設（定員）	3か所(79人)	8か所(177人)	6か所(129人)	-
	共 同 作 業 所（定員）	7か所(73人)	9か所(128人)	6か所(154人)	-
	福 祉 工 場（定員）	-	-	1か所(20人)	-
入 所 施 設	療 護 施 設（定員）	2か所(150人)	-	-	-
	更 生 施 設（定員）	1か所(40人)	6か所(470人)	-	-
	授 産 施 設（定員）	1か所(40人)	1か所(80人)	1か所(20人)	-
	障 害 児 入 所 施 設（定員）	-	-	-	2か所(122人)

4 医療機関

平成18年3月末現在、本市には、病院が48か所、一般診療所が337か所、歯科診療所が197か所あり、病床数は総計9,119床です。また、平成18年4月に指定自立支援医療機関にみなし指定された医療機関等の数は、表1 - - 5のとおりです。

表1 - - 4 医療機関の概要（平成18年3月末現在）

区 分	病 院	一般診療所	歯科診療所
施設数（か所）	48	337	197
ベッド数（床）	8,539	580	-

表1 - - 5 指定自立支援医療機関（みなし指定・平成18年4月1日現在）

区 分	身 体		精 神		薬 局
	病 院	診 療 所	病 院	診 療 所	
施 設 数	14か所	6か所	25か所	20か所	9か所

5 障害者福祉プラザ

富山市障害者福祉プラザは、平成9年4月に障害者通所作業センター、知的障害者通所更生センターを開設し、平成10年10月にはすべての施設をオープンしました。この施設は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、在宅生活を支援する機能を備えた拠点施設として位置付けられています。本市のノーマライゼーション理念の取り組みのシンボルともいべき施設で、管理運営は市社会福祉事業団に委託して実施しています。

表1 - - 6 障害者福祉プラザの概要

名 称		階等	機 能 ・ 設 備
北 館	障害者福祉センター・身体障害者デイサービスセンター	1階	多目的ホール、温水訓練施設、休憩コーナー、一般浴室、介護浴室、食堂
		2階	機能回復訓練教室、日常生活訓練室、作業室、介護実習室、料理実習室、図書、談話コーナー
		3階	社会適応訓練室・多機能室、ボランティア室、教養室、団体事務室、製本室、編集室、事務室
南 館	障害者通所作業センター・知的障害者通所更生センター	1階	知的障害者通所更生センター、身体障害者共同作業所（アミティ工房・ガラス工芸共同作業所の2か所）、知的障害者共同作業所
		2階	知的障害者通所更生センター、知的障害者共同作業所、精神障害者共同作業所

6 その他のサービス提供団体

(1) 社会福祉法人富山市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、住民主体の理念に基づき、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的とした民間組織です。地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、社会福祉を目的とする連絡調整および事業の企画・実施等を行っています。障害のある人に関連する事業として次のものがあります。

- ・ 地域ぐるみ福祉活動の実施
- ・ ホームヘルプサービスの運営
- ・ 障害者等デイサービス事業の運営
- ・ 地域福祉権利擁護事業の運営
- ・ 福祉バスの運行
- ・ 共同作業所（アミティ工房、ガラス工芸）の運営
- ・ ボランティアセンターの運営
- ・ 総合社会福祉センターの運営
- ・ 社会福祉大会の開催
- ・ ふれあい広場の開催
- ・ おもちゃの図書館の運営
- ・ 車いす、ギャッチベッド・歩行器の貸出
- ・ 富山市愛と誠銀行の運営
- ・ ノーマライゼーション理念の普及・啓発

(2) 社会福祉法人富山市社会福祉事業団

富山市における社会福祉事業の推進を図り、広く市民福祉の向上と増進に寄与することを目的として設立され、各種社会福祉施設の受託管理運営を行い、効率的な一元管理運営をするものです。事業運営にあたっては、富山市と一体になって社会福祉法人組織の特性を利用し、福祉サービスを弾力的、効果的、積極的に推進するため、自主性と創意工夫を活かした運営を行っています。障害のある人に関連する事業として、障害者福祉プラザの運営があります。